

令和3年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年12月9日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	みず事業所長	服部 道和
広報秘書課長	辻 昭典	総務課長	井狩 勝

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

日程に入るに先立ち、本日の諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第9番、服部嘉雄議員、第10番、奥山文市郎議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問の発言順位は、昨日と同様、一般質問通告一覧表のとおりであります。

それでは、順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第13号、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。第2番、田中陽介です。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、野洲市における新型コロナウイルス感染症に係るイベントベースサーベイランス、いわゆるEBSの事業の取り扱いについて質問させていただきます。

イベントベースサーベイランスというのは、新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障がい者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど、普段と異なる現場の気づきをもとに早期に検査を行うというものでありまして、これは県の事業となっております。

このいつもと違う風邪様症状というのは、これからの季節、インフルエンザを含む季節性の風邪、冬はどうしても風邪引く人が多くなりますので、そういったものを含むと考えられます。これが全てPCR検査と紐づけられるということになるんですけども、これにおいて、実施者、検体採取者が全てこれは現場でやれということになっております。これはかなり現場に大きな負担がかかるということ、並びに、前の一般質問でも言いましたが、PCRの擬陽性の問題等ということもありまして、正確性への担保が非常に難しいものであるなど考えております。

また、最近、オミクロン、オミクロンと言われておられますけれども、これも重症化率のこととか、毒性は弱まっているというような話も聞きますし、このデータを見てもやはり特にこの対象に児童や生徒、園児というのも入っております。この辺は、データを見てもやはり子どもたちのリスクというのはそこまで今、現実大きくない中で、学校や園がこうした事業に参加することで学校での行事、多様な経験の機会が失われたり、先生の負担が増えたり、非常にそういったことが危惧されています。

私はこの制度の運用にかなり無理があるのではないかと感じておりますし、市として、市が所管する施設もこうした対象に入っていることと思いますので、野洲市におけるこのイベントベースサーベイランスについての対応、取り扱いについての質問をさせていただきます。

先ほど言いましたように、対象が県内の高齢者施設、障がい者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童生徒、園児ということですが、この市が所管する諸施設におけるそれぞれの担当課からどのような通知とか取り扱いの方針、指導がされているのかということ伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、田中陽介議員の野洲市における新型コロナウイルス感染症に係るイベントベースサーベイランス事業の取り扱いについての1問目、EBSにおける市の各施設等の指

導等についてのご質問にお答えをいたします。

イベントベースサーベイランス、いわゆるEBS事業は、施設における体調不良者の増加など現場の気づき、これをいわゆるイベントと言うそうでございますが、この気づきからPCR検査を行うことによりまして、感染拡大の恐れを早期に察知し、さらなる拡大を防止することを目的に、滋賀県が令和3年9月15日より実施をされております。

実施主体の滋賀県にも確認をさせていただきましたが、高齢者施設・障がい者施設及び学校・幼稚園・保育関連施設に対しては9月に県が直接、事業説明会を開催されております。チラシや県のホームページへの掲載等でも事業周知に努めておられるということで、市の担当部局におきましても、県からの周知要請があった施設につきましては必要な案内を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） では、今の答弁についての再質問をさせていただきます。

今、各担当が県から情報を得ているということなんですけれども、市の管轄している施設とか等でその取り扱いというのは、それぞれの施設であったり、学校であったり、そういうところの責任者に任されている、その事業に参加するのかどうかというのは各個別で任されているという認識でいいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） この事業につきましては、風邪様の症状が発生、一定の基準があるんですけども、それを越えて発生したときに速やかにPCR検査を行う、予防的検査を行うということが目的でございますので、基本的には各施設から直接県の窓口へ相談をされることになると思いますが、市が、いわゆる市の施設の場合は、当然それぞれの所管部局が情報共有を行いつつ、並行して進めることになるというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ちなみに、今、9月15日から始まっているということですけども、これまでで運用された、市内で運用された実績はありますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） この事業が開始されてからこれまでに市内での実績はございません。

ちなみに、県内でもこれまでには1件のみというふうにお聞きをしております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 私も他市の状況も少し調べまして、現場の人間からちょっと確認したところでは、どことは言いませんけれども、その市ではこれはちょっと運用に無理があるからというのを現場レベルで周知しているという話も聞きますし、その1件しか行われていないという中で、本当に、各部署が悩むこと、そんなことで悩むことがないように何かしっかり担当部局でどういう運用をするかというのはあらかじめ周知しておいたほうがみんないいのかなと。風邪が出たときに、風邪やけどみたいな、これに関わるとすごいまたいろんな手続が多分増えていくと思うので、その判断というのはそれぞれの部局で想定というか、ある程度されていたほうがいいのかなと思うんですけども、その辺はされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それぞれの判断基準につきましては、県から学校、幼稚園、保育園施設向け、あるいは、高齢・障がい者施設向けにそれぞれ基準が示されておりますので、まずはその基準に合致するかどうかということで判断をしていくことになると思いますし、37度5分以上の高熱が既に出ているとかという場合は、この事業を活用するというよりは、むしろ医療受診をお勧めしておりますので、そういった判断になってくるかというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 次の質問に行くんですけども、当たり前これから風邪が増えていくんですよ。そんな中で、僕も県の指針というか、説明書きは読んでいるんですけども、書き方が結構曖昧なんですよね。現場レベルで判断するというのが結構多くて、その曖昧さというのを、うまく判断できればいいんですけども、そこで迷うことがないように市として指導いただきたいなということ、今の2つ目の答えとして、次、3問目に行かせてもらいますけれども、ですから、最終的にこの事業に関しては、もし何かが、何かがあったという判断はじゃどこで下されるんでしょうか。あくまで申し込み制で任意の事業だと思うんですけども、これを現場から、これがあったかどうかという判断は基準がちょっと曖昧じゃないですか。もう現場レベルでそこは判断して担当課に上げてくださいなということでもいいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） イベントが発生したときの判断ということでございます

けれども、県のほうではそれぞれの施設種別ごとに相談窓口が設置をされておりまして、イベントが発生したかどうか判断に迷うときにはそれぞれ直接相談をしてほしいという案内もされておりますので、最終的に施設で判断し切れない場合はこういった相談窓口に連絡をして判断を仰ぐということになるというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） こういう公式の場所で非常に言いにくいことかもしれないですけども、市としてこの事業の内容とあれを鑑みて積極的にこれを利用しようという方針で行っておられるのか、それとも、現場レベルではなかなか厳しいので、よその市でそういう話はあったという話を聞いているんですけども、よっぽど何かあればそうやと思うんですけども、積極的な運用をこれすべき事業だと思っておられるかどうかというところがもし言えるのならお答え願えたらと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） この事業を活用するかどうかはともかくといたしまして、新型コロナウイルス感染症第5波での全国でのクラスターの発生状況や一旦クラスターが発生したときの社会的あるいは経済的影響などを勘案いたしますと、特に多人数が集う施設において新型コロナウイルスの感染が疑われるような状況が発生した場合には、感染のさらなる拡大を最小限に抑えるためにも、関係者に対して予防的PCR検査を速やかに実施するというのは望ましいことと思っておりますし、保健所が必要と判断した場合、施設でコロナの感染者が発生をして、保健所が必要と判断した場合には、まだ症状が出ていない施設の関係者についてもPCR検査を行うというふうに、今もそういった運用がされておりますので、そういった予防的検査というのは速やかに実施するのが望ましいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そう答えざるを得ないかなと思うんですけども、では、この事業を、そういう予防的検査をするというのになったときに、できるだけ的人的なことであったり、体制が取れるだけの準備がじゃ野洲市で今できているのか、できるのかということ把握されていますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 特に把握はしておりませんが、事象が発生したときには可能な限り、その施設だけで対応が無理であれば、例えば、人間的な応援をすると

か、いろんな支援体制は組んでいく必要があるかというふうには思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 分かりました。

本当に何が必要なのかというのは考えていかないといけないと思いますし、現場レベルでは恐らく考えておられるし、公的なところで言えることも限られていると思いますので、本当に誰のために何のためにやるのかということをしっかり理解していただいて運用していただければと思いますので、これでそこはもう次の質問に移りたいと思います。

次、2番目ですけれども、市内の休眠既存施設、そして財産の活用についての質問をさせていただきます。

現在、市内には市民のための多くの施設が存在します。これらは使われていてこそ意味があって、より多くの市民の皆さんがこれらを活用し、文化的、健康的な生活を送れることこそが大切であると思います。

そして、中には、休眠している、使われていない施設というものも存在します。施設と呼べるのか分かりませんが、土地で言えば、例えば、駅前のずうっと今まで開発されてこなかったAブロックの土地であったりですか、今、半分は使われておりますけれども、中主にあるふれあいセンター、そういったものもあります。もちろんもともとは目的がありまして、それが今は目的がなくなったであったりとか、何らかの理由で活用されてないままということなんですけれども、野洲市の公共施設等総合管理計画においては、そういったものに対しては除却、いわゆる潰すということですよ、が計画されているものもあります。潰す予定なんだから、そこで使う、そこを使うというのはおかしいんじゃないかという考え方もあると思うんですけれども、でも、除却するまでは、存在している以上、そこが有効な何か方法があるのであれば、それを利用方法を考え、工夫して使っていくことで予算をかけずに市民サービスができるのではないかと思います。

また、公用施設と公共施設という考え方の捉え方もあるんですけれども、そこも本当に公用だけなのか、公共にすることも可能なのかとか、そういうこともやっぱりこれから考えていかないといけないかなと思います。

そこで、1点目、休眠施設や休眠の土地とかそういうのを市として活用方法が今のところないということでもありますけれども、今、言ったように、柔軟な考え方によって有効な活用の可能性はあるのではないかと思います。そういう点に当たって市の考え方を聞きたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

田中議員の市内の休眠既存施設、財産の活用についての1点目、市の休眠施設の活用についてお答え申し上げます。

市の施設の活用についてのご質問ですが、例えば、例示のあった旧ふれあいセンターについては、本市における公共施設の整備方針を定めた平成31年3月に策定された「公共施設のあり方」において解体する方針としており、今後、市が財源投入して何らかの機能を設置する予定はありません。現在は、解体するまでの間、市立野洲病院の訪問看護ステーション等がその一部を暫定的に使用しております。

このほかについては、現状が低未利用となっており、有効活用が可能と考えられる市の施設について、民間事業者等から使用したい旨の提案があった場合には、歳入確保の観点からも活用について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今、休眠して解体目的のところになお金を入れるつもりもないし、ただ、何か使っていただけるのであれば歳入確保のためにお貸しするという事はやぶさかではないというような話だと思っておりますけれども、これは民間企業が例えば営利目的なり何なりのために使えるというのであれば、もちろん歳入確保というのもあり得ると思っておりますけれども、例えば、市民が単発で使うであったりとか、何らかのイベントに使わせてほしいとか、そういったことにも使っていいんですよというようなことを言うだけで、恐らく市民の方とか民間の市民団体の方であるとか、いろいろ考えることはできると思っておりますね。それがまさに民間と民の力やと思えますし、歳入確保できなくても、そこで誰かが使って、使われてなかったものが使われて、そこで何かが生み出るとするのは、これは歳入の確保とほぼ一緒なんですね。普通はお金を払ってそういうことを事業するわけですけれども、市がそうやって機会と場所を与えてあげれば、市民の人がそこで何か生み出す。これはまさにお金をかけずに市民サービスを上げるということにつながると思っておりますけれども、そういった企業と契約するとかというがちっとした感じじゃなくて、もっと柔軟な運用というのはできないのかなということをお願いしていたわけですけれども、その考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 歳入の観点からということで申し上げた1つの例示というのは、例えば、企業とか、継続して使われるということを前提としてお答えをいたしました。市民の方が一時的に今日1日とか、今週1週間とか言われる場合、それもいろんなケース・バイ・ケースあると思うんですよね。いろんな、ただ単に広場を使うわけじゃないですから、建物を使っただけですから、ケース・バイ・ケースで検討させていただけるのではないかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） お答えいただきましたので、そのケース・バイ・ケースで、それが例えば公共に属するというか、みんなのためになって、誰か特定の利益でない場合とかは、むしろ無償で。ただ、暖房とか使おうと思うと、それは壊れてたりとか、当然、お金が発生するところはもらわなあかんかもしれないですけども、例えば、屋根のある野外みたいなもんじゃないですか。言うたら、暖房使えへん、冷房使えへんと。でも、そういうところって使い道って多分工夫によってはいろいろあると思うので、市がそういうオープンな気持ちですよということを伝えれば、いろいろ案はあるのかなと思いますので、ぜひ今の柔軟に個別対応するというところは理解しました。

そして、次、行きますけれども、また、既存施設の稼働率が低い場合、やっぱりなぜ低いのかというのを考えていかないといけません。先ほど言ったように、インフラというのは使って何ぼなんですね。道路もそやし、建物もそやし、建てる時と同じお金かかっているわけですから、もう使われれば使われるほどその使う当たりのコストは当然下がるわけですし、使うということはみんなが何かプラスになってるということですので、そこはやっぱり考えていかないといけない。今、稼働率が低いと市が捉えている施設とか、そういうインフラというものはあるでしょうか、そこを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

市では、教育や福祉、文化、スポーツなど分野ごとに様々な施設を保有しております。それぞれの施設の稼働率につきましては、所管する部署や施設の目的、仕様等が異なり、稼働率の考え方も時間単位であったり、部屋単位、また、施設単位など、算出方法が異なることから、同じ基準では算出されておらず、一律に分析をしているものではございません。

また、施設の稼働状況については、それぞれの施設において評価されるもので、単純に

比較はできないと考えております。

一方で、個々の施設の課題といたしましては、施設の老朽化や利便性、快適性の問題などがあり、特に、ここ2年余りはコロナ禍の影響も大きく、コロナ禍の状況が日々変わる中、感染症対策も課題の1つとなっている状況です。

このような状況の中、それぞれの施設において、市民の皆様がより安全、快適に利用していただけるよう適宜運用の改善と施設の維持管理等に努めていくことが大切であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今おっしゃったように、全ての施設を同じ基準で捉えることは当然できませんし、目的も違うわけですから、そうだと思うんですけども、僕が言いたかったのは、今、行財政改革とかそういうのを進めていく中で、市として課題があると認識している部分というのをちょっと明確にしてもらったほうがいいのかなというのを思っているわけで、そこで、トータルで絶対考えてると思うので、その今、課題と思っている施設の部分というのはどこですかという質問なので、そこでお答えいただけたらと思います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） それでは、再質問にお答えをいたします。

先ほど市長も申し上げましたように、今、野洲市「公共施設のあり方」というところに準じまして、施設の統廃合、あるいは再配置に取り組んでおります。当然、課題のある施設については、その中で集約、あるいは、解体というような位置づけをさせていただいています。

例えば、先ほど申し上げましたふれあいセンターであれば解体ですし、さざなみホールなどの3ホール、文化ホール、文化小劇場などは集約の方向性を取っております。この辺りは課題のある施設かなと把握しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

そういうところで、除却であったり、集約を考えられているところというのはまさに課題があるわけなんですけれども、先ほどにちょっと戻るような感じにはなるんですけれども、ただ、除却するタイミングってまだ明確に予算化されていない部分も多々ありますよね。

その集約も含めて。じゃ、それまでその課題を棚上げしとくのかという話なんですよね。その課題認識を、除却とか集約するからそれまで諦めますというのか、何かそれまで、要は、今、課題があるということは何かしらニーズに対してマッチングしてないであったりだとか、何かかみ合っていないから使われてないわけですよ。じゃ、それを、確かに本来の目的でつくったかもしれないけれども、でも、そうやってニーズが合っていない以上、何かかみ合わせるように工夫するというのが多分工夫やと思うんですよ。そういう考えを持って行財政改革とかやってもらわないと、ただ単に切る、切って合わせるとか、それだけになっちゃうので、せめて、除却するまでとか、そういうところの工夫というのをしているかといけないというか、いってほしいんですけれども、そういう考え方というのは、担当課であったりとか、所管の部分で行われているんでしょうかということをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 当然、施設の活用については、できるだけ多く利用いただくことが市民サービスをより向上させるものであって、稼働率を高める工夫や取り組みは必要であるとは思いますが、一定、それぞれの所管では取り組みをいただいているとは思いますが、施設、施設全般にですけれども、設置されて時間が経っている場合などがございまして。先ほども申し上げましたように、老朽化であったり、利便性であったり、快適性というハード面の問題もございまして。その辺りについては、除却や集約する施設については設備投資は難しいのかなと考えておりますし、一方で、服部議員のご質問にもありましたように、施設によりましてはPRに工夫の余地があるのではと思っておりますので、そういったソフトの部分での工夫というのはそれぞれの施設、それぞれの目的に合わせて必要なのかなと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そうですね。今、3問目の質問に入ってしまったような感じやったんですけれども、やはり、建てたときの目的というのが当然あって、そのときはよかったかもしれんけど、やっぱり時代が変わったりとか、情勢は変化していくので、そこをうまく組み合わせていく、今のニーズに合うように組み合わせていくという発想の転換を多分していかないとそれは当然30年経てば変わるでしょうという話なんですよね。ニーズが多分変わるので。その辺の根本的な発想転換とかというのを庁内で議論していただきたい

なと思いますけれども、ここ3番目にそういう話。そういう話し合いというか、そういう議論する場というのは、これはもう個別、各担当課だけでやっているという話なんですか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

3点目のご質問、指定管理者ということでございましたので、指定管理をしている施設についてお答えをいたしますと、各施設において発生をいたしました課題については、指定管理者から市の担当課へ申し出がある場合、市の担当課から指定管理者へ改善の指示を出す等、形は様々であります。随時連携を図りながらサービス向上に向けて協議を実施しております。

要するに、担当課でそれぞれ対応しているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 指定管理者の場合はそういうことということなんですけれども、直営の場合はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えいたします。

直営の場合におきましても、それぞれの担当課が、それぞれの所管する部署が施設管理者と随時協議をして、適正な維持管理であったり、運営についての協議を行っているものと認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そうですね。基本的には内部での協議ということになると思うんですけれども、先ほど言ったように、ニーズが変わって、何ぼその目的で努力しても、もうニーズがなかったら当然誰も使う人は当然少なくなっていく中で、そういう根本的な発想転換をするには、やはり使う市民の方とのやっぱりコミュニケーションが必要なのかなと思いますし、そういう課題がある部分に関してはやはり市民参加で、市民の方はそもそもどういうふうに使いたいのかとか、そういう意見をどんどん取り入れていったほうが内部で協議しているよりも有用なのかなと思うので、何かそういう機会とかをそういう課題検討していくときに、市民の方を含めた会議であったりとか、そんな堅苦しくなくても意見

を聞く場とか、そういうのを設けていくということは有用じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再度のご質問にお答えをいたします。

直接、施設を管理している部署ではございませんので、それぞれの所管がどのような話し合いを持っているかは把握はしておりませんが、貸館を主にしている施設などは、使っておられる団体とかサークルなどが一定固定はされているのかなというところもあると思うので、そういった話し合いももしかするとされているのかもしれないと。ちょっとそこまで把握しておりませんので、申し訳ないですけども。当然ご意見等はいただいているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 確かに、そういうので話を聞くときに、使ってる人に話を聞くというのも1つなんですけど、でも、使ってない人のほうが多いんですよね。

だから、市でアンケート調査するときランダムでやったりとかするじゃないですか。あれというのは、見えてない部分を見たい。ないニーズを掘り起こそうと思うと、やっぱりそこをいかに拾っていくかなんですよね。今もう使っている人というのはニーズがあるのでそれはそれでいいと思うんですけども、今使ってない人たちがじゃどういふふうに使っていかるとかというのを考えてもらうほうがよりいいのかなという感じをしますが、各部局でということですので。ただ、そういった観点というのは持ってほしいなと思うんですけど、それは市長、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 使ってない方の意見というのも確かに大事やと思うんですけども、やはり私どもの考え方なんですけど、やっぱりふだん使っている方というのがいかに利用しているか、どういうあれで使っているのかということが一番よく知っておられると思うんですよね。やはりその方の意見というのをやっぱりまず第一に考えるべきではないかなと。ふだん、1回も利用もしてないし、行きもしてない方の意見というのは、あればいいんじゃないんですかという程度のことかなというふうに思うんですけども、そういう意見も無視、無視じゃないですけども、聞かないということもないということで、もちろんあらゆることでの意見集約というんですか、ご意見をお聞きするという事は考えていかないかんの

違うのかなというふうには思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） しっかり回っている施設であればそれでいいと思うんですけども、回ってない部分はやはりそういう違う試みが必要じゃないかというふうに僕は思います。

最後、先ほども公用と公共という話したんですけども、公用施設をやはり公共にも使えるようにという観点はこれから持っていく必要もあるのかなと思うんですけども、Aブロックとかさざなみ、ふれあいセンターは公共か、例えば、Aブロックの土地なんかは公用ですよ、あれは。公共施設ではないと思うんですけども、そういった観点というのはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 公用というより、市民に、要するに、これから市民というか、民間にいろいろな提案をいただくというところですので、ちょっとまた公用とか公共とかいう観点とは違うと思うんですけども、今は利用するべしでA、B、Cというのがあるわけですから、やっぱりそれぞれの計画にのっとってやっておりますので、今、あの場所を長期的に利用いただくとか、そういうことはちょっと考えておりませんので。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そういうことではなくて、使えるもんを使えるように、使えるならばみんなのためになるように使ったらどうですかという話です。それは市長も多分ご理解いただけるんじゃないかと思うんですけど、そこをちょっとお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ちょっと例がAブロックとかいうお話が出ましたもので、ちょっと今はその件で特化してお答えさせていただいたんですけども、使えるような施設というのはもちろん使っていただいたらいいと思うんですけども、公用の施設の中にはやはり個人情報とかいろんなことも、そういうものもございまして、その辺はじっくり検討した上でご利用いただけたらどうか、いただける範囲でご利用いただけたらいいのではないかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 分かりました。相談はウエルカムというような印象を持ちましたので、それで理解しました。

では、次、3点目に行かせていただきます。

市内の公園の活用状況についてということで、市内には多くの多様な公園があるわけですが、目的とする市民福祉にどこまでこれも活用されているか。公園の管理には地域の人たちの労力とかいろいろなものがかかっているの、これもまた利用されなければ意味がないと思います。

また、地域によっては子どもがボールで自由に遊べないであったりだとか、中には、僕が直接市民の方から聞いた話では、学区が違うから、地域が違うから遊んだら駄目というて怒られたりだとか、そういうことを聞いています。これは特殊なケースかもしれませんが、特に僕たちが子どもの頃なんかは、小学校1年生から6年生がごちゃっとなっかくれんぼしたりとか、ボールで遊んだりとか、そういうことをよくやってるんですけども、最近なかなかあまりそういう姿は見ないなと思います。もちろん塾とか習い事とか、子どもの環境、遊び方の変化もあろうと思うんですけども、やはりああいうことができる環境というのは子どもたちにとってすごくいいのかなと思うので、できるだけ可能な範囲で整えてあげたいなと私は思います。

そこで、市内公園について聞きたいんですけども、この市内の多様な形態の公園、活用状況どういうふうにかかされているかということ、市は把握しているのかということ、聞きたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、田中陽介議員の市内の公園の活用状況についてのご質問の1点目でございます。公園の活用状況を把握しているのかとご質問にお答えをいたします。

市では、地域のコミュニティ活動の推進や農村の生活環境の向上等を目的に、都市建設部が所管しております都市公園、地域ふれあい公園、児童公園、そして、環境経済部が所管しております農村公園を設置しております。この中で唯一有料施設でございます野洲川河川公園以外の公園につきましては、使用料や利用手続等、定めがございませんので、そうしたことから活用状況につきましては把握はしてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 今、実際の活用状況は把握してないということだったんですけれども、このみどりの基本計画というのが令和3年7月に策定されているわけなんですけれども、ここに公園の活用や管理、運営のあり方、これ5ページなんですけれども、というのが記載されております。本市の市民1人当たりの都市公園面積というのは目標を達していない。そして、市民アンケートでも、身近な公園の整備状況に対する不満の声が多く見られている。個別公園の使用状況は認識されてないと思うんですけれども、全体的な傾向としてはこういうふうに認識されて、これを充実していくようにしていきたいと書いてあるんですけれども、それはそういう認識ということによろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再度のご質問にお答えをいたします。

計画策定するに当たりまして、市民の皆さんのご意見を聞くということでアンケートを実施させていただきました。その中で、今、議員おっしゃっていただきましたような声も頂戴しております。やはり公園というのは地域のコミュニティを形成する、そういった役割を果たすものでもございますし、また、それぞれに、憩いの場であったり、あるいは、遊び等を通じて交流を深める場であったりとか、運動をする場であったりとか、それぞれ皆さんのいろんな思いがあると思いますけれども、やっぱりそういう意向に沿った形の公園というのが適正に配置できるようにというのはやはり考えていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 次行きたいと思います。

市内の公園で、先ほど言いましたように、学区を越えて使ってはいけないであるとか、地域をまたいで使ってはいけないであるとか、遊んではいけないなど、地域限定の用途の公園というのは存在するののかということを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目のご質問でございます。市内公園での地域限定の用途の公園はあるのかとのご質問でございますが、公園は、先ほど申し上げましたように、市民が憩いまたは遊びを楽しむためのオープンスペースということでございますので、市が地域を限定した利用制限をすることはございません。

なお、野洲川河川公園以外の公園につきましては、利用するに当たりましてのルールや清掃、そして除草等の管理につきまして、地元の自治会さんのほうに自主的な管理をお願いしているというふうなことでございますけれども、利用者の地域限定をされているという事は、私のほうでは承知をしてございません。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） もし万が一そういうことがあったとしたら、それは使用者と管理者になるのかな、との齟齬、認識の齟齬とか、そういうことになると思うんですけども、例えば、子どもが大人に言われたら、それは大人のほうが強いですね。それで、子どもが親に言って、親とそこになるのか分からないですけど、結構その解決って非常に難しいと思うんですよ。そういうときは、例えば、相談するということはできるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほど申し上げましたように、公園の所管につきましては2つの部署がございますけれども、大半の公園が私ども都市建設部の都市計画課のほうで所管をさせていただいております。公園に関してまたそういったご意見とかご確認とかなさるようなことがございましたら、担当課の都市計画課のほうにご連絡を頂戴しましたら、また確認と、また地元の自治会さんのほうの調整等、そういったところは対応させていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 公園に関することであれば、都市計画課でいいんですか。自治会、例えば、それが自治会の中の話であれば、市民部になるのか、どうなんでしょう。そこら辺はどういう区分けというか、されているのかちょっと、もし相談したいと思う人がいたらどっち行ってもいいか分からないですよ。ちょっとその辺ちょっと教えてもらえたらと思いますが。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほど申し上げましたように、基本的には地元の自治会さんのほうに通常の管理等はお願いをしている。地域のほうでやっぱりいろんな意味で有効にご活用いただくということで、それぞれの公園の形態や環境も違いますから、ローカルルールというところであれですけども、その公園によってやはり周辺への配慮とかもござい

ますので、いろんな利用のルールというのは持っておいでいただいているところもあるというふうに認識してございます。

そういうことで、特定の公園でこの自治会さんが管理をされているということが分かるようでしたら、そちらのほうにお問い合わせいただくというのも当然でございますし、分からなければ、今申し上げました都市計画課のほうにご相談いただいても構わないということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

それでは、次行きます。

学校において、地域をまたいだ公園の使用とか、そういう学区を越えた使用であるとかということ禁止とか指導されているという実態はあるのかどうか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の地域をまたいだ公園の使用についてお答えいたします。

小学校では、子どもたちだけで地域をまたいでではなくて、学区外、校区外へ遊びに行くことを6小学校とも禁止をしています。

したがって、保護者などの引率、付き添いなしで学区外の公園へ行くことは基本的にはできないというふうになっています。

これは、小学生だけの長距離の移動は、不審者等防犯面の部分と、それから交通安全、この観点から、危険を回避するための措置として、小学生についてはそういう対応を行っています。

なお、遊び、特に、公園等で遊ぶということは、子どもたちの生きていく力の土台となる非認知能力、創造性とか、あるいは工夫して乗り越える力とか、みんなで助け合うとか我慢するとか、こういう力をつくり上げる大きなベースになるというふうに考えておりますので、積極的に子どもたちには外で遊ぶというふうには指導をやっていきます。皆さん方の声かけもあればというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 分かりました。

ちなみに、僕たちの頃はそんな指導をされた記憶がないんですけども、そういう学区を越えて子どもだけで行ったらあかんというルールというか、そういうなんっていつから

そんなことになったんですか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） いつからというのはあんまり記憶にないんですが、多分田中議員が子どもの頃からもあったというふうに思っています。そんなに積極的には言っていませんでした。

ただ、最近是不審者のことが非常に多くなりましたので、そのことが非常に言われるようになって、絶えず学校でもそれを指導するようになったのかなというふうに思っています。

多くの小学校、県内でもほとんどの小学校がそういうふうな対応をやっていますので、それは一般的なことかなというふうに捉えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） すいません、僕、初耳で、そんなことがあると思ってなかったんですけれども。

であれば、今、ちょっと思ったというか、なるほどなと思ったんですけれども、例えば、学区が交錯する、要は境界線あるじゃないですか。学区の境界線って、一步こっちに入れば野洲学区、一步入れれば祇王学区とか、接している部分で、10メートル先でもよそ学区ということはあり得るわけですよ。そういうときにも何かそういうことをしゃくし定規に言うべきものなのかどうなのかというのは非常に難しいところではあるんですけれども、その辺というのはどうなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） そんなんは全然厳密には何にも考えていません。近所の公園やったらどこでも遊びに行っておええと。とにかく外で遊ぼうということ言っています。少々、ですから、例えば、友達のところへ遊びに行くと、その友達が校区外であって、その友達と一緒に近くの公園に行くということは、その訪問した子にとったら学区外になりますけども、それでもそこの子にとったら地元ですので、別にそんなんは叱るものでもありませんし、基本的には遊ぶことを優先させるというのが学校の捉え方です。

ただ、保護者さんにとっては、不審者対応とか交通事故とか、これは、学校とは離れていますので、その保護者責任という部分では考えていただかなあかんかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 指導されているということで、指導なので、基本的に指導することは、反するとやっぱり何かしら言われるというか、誰かが言う可能性があるわけじゃないですか。今、基本的には禁止していますということなので、学校を出てから家で子どもが、家というか、帰った後ですよ。後のことを学校がどうこうなかなかそこまで当然僕は見られないと思うんですけども、そこはどういう観点というか、何か明確に書いてあるんですか。それとも、書いてないけど、口頭でそういうふうになっているのか、ちょっとその仕組みがよく分からないんですけども、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 明文は何もありません。

ただ、日本社会は全て学校というふうに言われます。それをずうっと学校は引き受けし過ぎてきたという部分があります。

例えば、子どもがコンビニで万引きをした。すぐに学校に電話が入ります。学校の職員が行きます。指導はしますけども、あんまりいい指導にはならないですね。お巡りさんに怒られたほうがもう二度とせんというふうになるんですけども、そんなふうな状況で、何でも学校を活用していただくのが続いてきた中でそういう文化が生まれてきたというふうに捉えていただいたらというふうに思っています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

すごく学校にとっても負担ですし、いい面、悪い面、当然あるとは思いますが、これから考えていかないといけないのかなという、そういう大人がどういう運用をするかというのが多分子どもにとって、隣の学区外やからあかんとかおかしいですから、そういうの、実際、僕が聞いたのは栄やったんですよ。栄って同じ栄町内で学区というか、行くところが分かっているじゃないですか。そういうことが、大人自身がそうじゃないとあかんのやとか思っていると言うちゃうんですよ。だから、そういうのが子どもに対してストレスになるし、ほんなん遊ぶとこないやんというふうになるので、そこは大人、僕たち大人とか市民がちゃんとほんまに何のためなのかというのを考えないといけないと思うので、一定そういう課題があるという認識をしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

一応質問なので、いかがでしょうかと聞かせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 子どもが外で遊ぶというのはほほえましいことですので、できる限りはそんなブレーキをかけることのないように、一般的な常識で考えていただいて、なるべく進めるという方向でお話願えたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

それでは、次に行きます。

公園について、地域から要望や市民からの要望が結構あるというようなみどりの基本計画にはなっているんですけども、その内容というか、どういうふうに見ているのかというのをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、公園につきましての、地域や市民からの要望についてのご質問にお答えをいたします。

特に多いのは、遊具等の修繕ですとか樹木の伐採・剪定など、通常の維持管理に関しまして、自治会からの要望であるとか、あるいはメールや手紙によります市民の方からの要望をいただいているところでございます。これらに関しましては、その都度管理いただいております地元の自治会さんのほうと対応について協議をさせていただいて対応しているというところでございます。引き続き、公園の安全・安心の確保に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） そうですね。そういった自治会が基本的な公園の管理ということになんでそうなるかと思うんですけども、この要望とかがって出す人というのは、基本的に使っている人が多分多いのかなと思ってて、子育て世代であるとか、そういった方の声も恐らく多いと思います。

そういった中で、ちょっと考えてほしいのが、自治会というのは割と運用されているのって高齢者の方が割とメインになってくるのかな。全体の傾向としてですよ。絶対そうかと言われたらそうじゃないと思うんですけども、そこで、世代間の認識とかニーズの違

いというのにも考慮してもらふ必要があるのかなというのにも一定思います。

この「みどりの（基本）計画」の中では、例えば、ワークショップとか等の手法をもって市民参加による公園づくりを進めますであったりとか、Park-PFIは大阪城とかあいうのでやっているんですけども、なかなか野洲でどこまでできるか分からないですけども、そういった本当に使いやすい、みんなが、みんながというか、多世代が使いやすい公園をつくっていくための在り方というのにもちょっと考えないといけないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、再度のご質問にお答えをいたします。

今おっしゃっていただきましたところにつきましては、市が担っていく部分であるというふうに思っております。

先ほどから申し上げておりますのは、日常の管理、そういったところを自治会さんのほうをお願いをしているということでございますので、そもそもこういう公園が欲しいとか、そういうふうなお話につきましては私どものほうが受けさせていただくことであるというように思っております。

議員おっしゃっていただいておりますこのみどりの基本計画の中にも上げさせていただいているんですけども、公園につきましては施策の中で、現在の公園がいくつかあるわけでございますけれども、そういった公園につきまして、再編と申し上げますか、例えば、可能であれば統廃合を含めたとか、いろんな今の公園についての課題等もあろうかと思えますし、地域のその環境、事情とかもあるかと思えますので、そういったところも含めまして、一度総点検をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

そういうところも通じて、極力、皆さんの望まれるような姿に近づいていけるようなものにしていけたらというふうに思っております。現在、そういう取り組みに向けて今、担当課のほうで検討を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

今あるものを最大限に活用していくというのにも1つですし、それをより使いやすくするように統廃合するとかというののももちろんこの計画どおりに進めていってもらえたらなと思います。

その際に、先ほど言ったように、世代間、自治会だけやとやっぱりどこまで吸い上げられているかというの、正直、現状、難しい部分もあるので、そこを、自治会がそういう機能をちゃんと持つというのも1つですし、でも、そういう状況にない場合はそうじゃない方法も考えないといけないかもしれないですし、その辺は柔軟に、実情に合わせて、手法というのを目的に対して選んでいただきたいなと思うんですけども、そういう努力は今後していただけるということでもよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ちょっと次のご質問に入っているような状況ということで、先ほども申し上げました、今年度策定をいたしました「野洲市みどりの基本計画」の策定過程の中でも、みどりの基本計画の検討委員会での協議ですとか、また、関係各課との調整を踏まえて、みどりの目標といたしまして、公園を利用する人の割合を増やすことというのを目標の指標の1つとして設定をした上で、公園の利活用の促進に関する基本的な施策を位置づけているというところでございます。

今後、みどりの基本計画に基づきまして、公園に関する施策も含めたアクションプランを作成しまして、目標達成に向けた施策を展開するとともに、関係各課との連携を図り、既存公園の利活用の促進に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

当然、管理いただいております地元の自治会さんのほうのお話というのでも聞かせていただく必要がございますし、今、おっしゃっていただきましたような多様な世代の方のいろんな考えているものも何らかの形で聞かせていただくということも必要であると考えておりますので、そういったところの取り組みについて今、準備を進めているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○2番（田中陽介君） 以上で質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第14号、第6番、津村俊二議員。

○6番（津村俊二君） 第6番、津村俊二でございます。今回、3項目にわたって質問させていただきます。

まず、1点目なんですけども、がん征圧に向けて検診の受診、がん教育についてを質問させていただきます。

この質問に当たっては、私事なんですけども、乳がんで私の妻が8年前に息を引き取りました。発症して10年間闘病生活をしていたんですけど、途中、元気になりました。やっぱり

このがん検診を怠ったがゆえに、こういう結果的には命を絶ってしまうということが起きました。私も生き残った1人として、この課題を突きつけられたような思いで、1人でも多くの方がこの質問を通して受診していただけたらという思いを込めて質問をさせていただきたいと思います。

それでは、コロナ禍の影響でがん検診の受診率が低下しているという点について伺います。

日本対がん協会の発表によりますと、がん検診の受診率が昨年の1月から7月は対前年比55%の減で、通年でも30%から40%の減という数字が提示されております。

ご承知のように、がんは早期発見早期治療をすれば現在ではほぼ治る病気となりました。しかし、このコロナ禍の中で受診控えが続けば、来年以降、がん発見数が増えるとともに、進行がんとなって見つかる割合が増加するとして懸念されているところであります。

大きながんが見つかる患者の中には、何年も定期検診を受けていなかったという結果であります。専門家のコメントでは、がんは1、2年で1センチのがんが2センチになり、その結果、治療費は3.8倍にもなり、医療費以外の負担も増してくると言います。

また、がんは早期発見で5年生存率が左右するだけでなく、経済的な安心も得られるということになります。

そこで、自覚症状のない初期に定期検診で発見するということが最大のがん予防の秘訣で、がん検診の受診率を上げることが最も重要となります。

そこで、受診率を高めていただくための啓発が改めて必要ではないかと考えるところでございます。コロナ禍の受診控えの対策として、自治体レベルでのがん検診の受診機会の確保が重要と考えます。

国においても定期的に受けてもらうため、自治体に要請すると国会答弁していましたが、これまで国から市町村に受診率向上の要請があったと思います。

そこで、伺います。本市のコロナ前とコロナ後の受診率の実態はどうでしょうか。

また、その実態に対してどのように評価検討されているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員のがん抑制に向けて検診の受診、がん教育についての1問目、本市のコロナ前とコロナ後の受診率の実態についてお答えを申し上げます。

その前に、津村議員の奥様に対しましては改めてご冥福をお祈りいたします。

それでは、本市のコロナ前、これは令和元年度、それからコロナ後、令和2年度の数字としておりますが、それぞれの受診率についてお答えをいたします。

それぞれの検診ごとに前後の数字を申し上げます。

まず、X線による胃がん検診、これはいわゆるバリウムによる検診でございますが、コロナ前が3.8%であったのが、コロナ後につきましては2.9%に減少しております。内視鏡による胃がん検診では1.2%から1.9%に、こちらは増加をしております。肺がん検診では3.7%から3.0%に減少、大腸がん検診では12.1%から12.5%へと微増、子宮頸がん検診では22.6%から24.0%に増加、乳がん検診では19.3%から19.8%に増加というふうになっています。

コロナ禍でありましたけれども、本市では第2波が収まりつつあった令和2年9月から11月の間にハガキによる受診勧奨を行ってございまして、がん検診受診の必要性を啓発した結果、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診では受診率が増加したものというふうに分析をしております。

一方で、X線による胃がん検診と肺がん検診につきましては、集団検診の実施回数が減少したこととか、集団検診の受診控えが単純に影響したものと考えておりますけれども、受診率が低下をしております。

しかし、市では集団検診以外にも個別検診の体制を整えてございまして、市民が時期を選択して受診することができたことで、受診率低下を胃がんと肺がんのみの検診に留めることができたというふうに評価をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

そんなに思ったほど低い数字ではないというふうに思いました。

単純に、対象者に対してがん検診を受けなければいけないというか、その対象者に対しての大体大まかなというか、がんでもいろんな、今、ご答弁いただきましたように、種類があるというんですか、また、がんが長引けば当然転移したりもする可能性も出てきます。

また、1年に1回、そういうサイクル、私も娘がいまして、娘たちにも言っているんですけども、2年に1回やからそれでいいわとかも言ったりもして、そういう答えが返ってきたりしているんですけども、こういう例えば最低限受けなければいけない、そういう検診

の、例えば、私たちでも市のほうから5年に1遍、10年に1遍とか、この年代で区切ったときに検診のお知らせが来るんですけども、そういった検診を受ける対象者に対しての受診率のパーセントというか、受診率がもしお分かりになるのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） いわゆる健康保険での特定検診、特に、市が所管をしております国民健康保険並びに後期高齢者医療での受診率、正確な数字はちょっと今ここにはございませんけれども、大体40%後半から50%台ということで、野洲市は県下でも特に特定検診の受診率が高い値というふうになっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

野洲市が県内でも高いという数字でうれしくも思いますが、それでも40%ですので、まだまだ半分以下の人が受けられてないということです。やっぱりこれは言い続けていくというか、私もそういう検診を、私自身もそうですけども、病気というのも災害時と同じようなことが言えるんですが、自分の命は自分で守るというふうに思います。

先日も、議員の研修で京都大学の名誉教授がおっしゃっていました。その教授ご自身が、私はがんにはならないと断言されていましたが、非常に要約して心に残ったのは、7時間の睡眠と運動することと食生活ということ強くおっしゃっていました。本当に私もそのように心がけて日々を過ごしておる次第でございます。

それでは、次の質問に移ります。

今回、日本対がん協会は安心してがん検診を受けようというメッセージを込め、がん検診の必要性和検診期間、会場が十分な感染防止策を取っていることをお伝えする受診勧奨チラシを作成しております。こういうコロナ禍でも検診は怖くありませんということで分かりやすくイラスト風にしております。このチラシは無償でダウンロードでき、利用可能となっております。この特定検診やがん検診の受診券送付の際に一緒に同封するなどして、市民への啓発に一層の力を注いでいきたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 先ほどのご答弁でも少し触れましたけれども、本市では、コロナ禍ではありましたけれども、令和2年度と今年度のがん検診を受ける必要性を周知

するために、市がん検診を過去に受診した方、あるいは国民健康保険の被保険者を対象に、はがきによる個別勧奨通知を実施しております。

また、集団検診につきましては、がんの検診案内チラシや広報等に、検診会場での新型コロナウイルス感染症の予防対策の内容を明記しまして、安心して受診いただけるよう工夫するとともに、検診の予約していただいた方につきましては、新たに体調チェックリストや当日の注意点を事前に送付するなどして、検診会場での滞留時間を減らすとともに、検診当日は健康管理をしっかりとさせていただいた上で受診いただくことを説明させていただいております。

これらの取り組みに対しましては、受診に来られた市民から、「感染対策を徹底してもらっているので、安心して受診することができる」といったお声を検診会場でいただいているというふうにお聞きをしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内でもオミクロン株への感染者が発生し、また第6波の到来が心配されるころではございますけれども、一方で、令和2年に新たにがんと診断された人が全国で6万人減っているといった統計結果も公表されておりました。コロナ禍による受診控えが原因ではないかというふうに言われております。受診を控えている市民が安心して受診できるように、今後とも、広報、市ホームページ、個別通知の内容を工夫し、市民への啓発に注力していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 様々な工夫をされて、コロナ禍でも検診は怖くありませんというそういうメッセージを送っていただいているということで安心をいたしました。

次の質問に移ります。

若い世代がん患者特有の対策も重要であります。国立がん研究センターと国立成育医療研究センターのまとめた報告書によりますと、がん患者全体では男性が半数を超えていますが、AYA世代と言われる15歳から39歳の思春期、若年成人世代のがん患者の役8割は女性が占めております。子宮頸がんや乳がんの増加が理由との見方が示されています。特に子宮頸がんは20代から急増しているため、検診を受けていただくことが重要だと思いますが、これは木下議員からも質問がありましたので、重複するかと思いますが、確認のため、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の若い世代、いわゆる A Y A 世代のがん検診について、見解についてお答えを申し上げます。

20代から30代の女性がかかる「がん」で最も多いのは子宮頸がんというふうになっております。また、乳がんは、日本人女性がかかるがんで最も多いがんでございまして、若い世代からがんを早期発見し治療につなげるがん検診を受けることは重要であるというふうに考えております。

若干本市の取り組みもお答えをさせていただきますけれども、そのため、本市では、子宮頸がん検診の受診対象年齢となる20歳の女性、それから乳がん検診の受診対象年齢となる40歳の女性を対象に、まずは無料クーポン券と啓発のための検診手帳を配布し、がん検診の必要性というのを周知しております。

また、受診対象年齢を無料にして受けやすくすることで受診行動を促進するとともに、その後につきましても検診費用の一部を助成するなど、継続して受診していただけるような取り組みを進めております。

また、受診した結果、精密検査が必要となった際には、市の保健師が対面等で医療機関受診の必要性を伝えることで、がんを早期のうちに発見し、治療につなげる体制をつくっているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 様々な取り組みありがとうございます。

次の質問移ります。

小児・A Y A 世代のがんサバイバーの方々の中には生殖機能が低下、喪失し、不妊で悩む方がいらっしゃいます。がん治療を前に卵子凍結などの妊よう性の温存を行うことは、将来子どもを授かるための大切な選択肢であります。そもそも医師から選択肢として提示されない、また、費用が高額になることから諦める方がおられました。公明党は、こうした当事者の皆様の声を受け、がん対策推進本部を中心に、助成制度の創設を求めてまいりました。この結果、今年4月から一定の条件のもとで、妊よう性温存療法への費用助成が各都道府県において開始となりました。野洲市における現状を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、4問目の質問、都道府県における妊よう性温存療法費用助成について、お答えをいたします。

令和3年4月1日より、県が「小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業というのを開始いたしまして、妊よう性温存療法の助成を受けることができるようになったということにつきましては、本市においても認識をさせていただいております。

ただ、この制度で、対象者への情報提供を行う役割というのは、県が指定する医療機関、これは滋賀医大附属病院というふうにお伺いをしておりますけれども、こちらとなっておりますため、本市では対象者について具体的に把握することはできておりません。

ただ、市の健康福祉センターにおきましては、当制度についてのポスターやリーフレットを掲示するとともに、市民から相談があった際には、必要な相談窓口につなげるようにしているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

そういう問い合わせがあったらそういうようにつなげていただけるということで理解いたしました。ありがとうございます。

じゃ、次は、治療と仕事の両立の支援のために、健康保険法が改正されました。これまでは病気やけがで仕事を休んだ場合に健康保険から支払われる傷病手当金については、支給開始日から1年6か月までとなっております。長期間にわたり療養のために休暇を取りながら働く場合には、1年6か月までしかこの手当を受け取ることができませんでした。公明党は、政府に対して提言を申し入れ、支給要件の改善を訴えてきました。法改正を受け、来年1月からは、仕事を休んで実際に支給を受けた期間を通算して1年6か月までとなり、長期にわたり療養のために休暇を取りながら働くがん患者の方も柔軟に利用できるようになります。このことについて、周知も含めて本市の取り組み状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、5点目の傷病手当金支給期間の改正についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、これまで健康保険法による傷病手当金の支給期間は、支給開始日から連続した1年6か月というふうにされておりましたけれども、今回の法改正によりまして、令和4年1月1日からは、途中で中断をしたとしても、累計日数で1年6か月というふうにされたところでございます。

ただ、今回の法改正につきましては、協会けんぽや職域の健康保険組合など、いわゆる

社会保険が対象となっておりまして、市が所管しております国民健康保険や後期高齢者医療には適用されないというふうになっております。そのため、野洲市から対象となる被保険者に対して直接周知をするということは考えておりませんが、法改正の対象となりましたそれぞれの保険者や、あるいはそれぞれがお勤めいただいております職域において既に適切に周知されているものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

国民保険では周知ができない。働いている方を対象ということですから、そういうふうになっているのだと思いますけども、これは私たちも国民保険でも適用できるようなそういうことを進めていかなければならないというふうにも思いますので、また私も取り組んでまいりたいと思います。

次に、6点目なんですけども、小さい頃からがんについて正しい知識を持ち、家族や友達ががんになったとしても受け止めることができることが大切であると考えます。

がん教育は2018年度の文部科学省の調査では、国公立の小中学校、高校のうち、6割以上でがん教育が行われております。がんサバイバーなどの当事者の方、医療関係者など、幅広い方ががん教育に関わる取り組みが進んでいます。本市における取り組み状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 津村議員の6点目の小中学校におけるがん教育についてお答えをいたします。

がん教育は、文部科学省の学習指導要領を踏まえて、本市では全ての小中学校で実施しております。小学校では、5・6年生の保健の授業で、中学校では、保健体育などで指導を行っています。

なお、外部の講師を招いての学習は、昨年度は1校のみでした。ただ、コロナ禍の前には、市健康福祉センターの保健師さんなどと連携しながら学習をしている学校がいくつもございました。

なお、昨年度、この学習の前後に中学生にアンケートを取ったところ、「がんについて家族で話をしようと思うか」の問いに対して、「そう思う」というふうに答えた生徒が授業前は3割でしたが、これが授業後は8割に大幅にアップをしております。

このように、がん教育などの命と向き合う学習は本当に大切であり、様々な外部人材、今、議員言われたような方々を積極的に活用することはより効果的であるというふうに考えております。今後も続けていく予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） このがん教育の授業を今、3割から8割というこの数字を見ても本当にこの取り組みが重要ではないかということを感じました。

それでは、次、進学や就職、結婚など、人生の節目を迎えるAYA世代のがん患者には、精神的なサポートはもちろんのこと、学業や仕事、家庭生活と治療の両立など、寄り添う姿勢が欠かせません。そのために、学校とのオンライン授業等の遠隔教育等についても進められてきました。各都道府県議会においても、積極的に端末の整備や遠隔授業を単位として認めることを求めてきました。コロナ禍でもパソコンなどの1人1台端末が進んだこともあり、がん闘病中も含め病気療養中の生徒、学生も一定の条件を満たせば単位と認められる取り組みが広がっております。本市の状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 小中学校は、はじめに申し上げておきますが、単位という認定というシステムはないんですけども、高校はあると思いますけれども。

滋賀県では、4週間以上長期入院をしている小中学生のうち、主治医が学習可能というふうに判断された場合は、その病院に県から教員を派遣するというシステムがございます。これは、電話、学校から、まずは保護者さんと学校との連携を取って、学校がそれを受けて県教委に連絡をして派遣をしてもらうというシステムです。書類は後で、まず派遣というのを優先するというシステムになっております。

そして、その訪問指導教員は、学習指導だけではなくて、心理的な安定を図ったり、あるいは退院後に円滑に学校生活に復帰できるようなサポートなども行っていっています。

一方、野洲市では、4週間未満の入院の場合、議員ご指摘のように、今年度から導入しました1人1台端末、パソコン端末の活用があります。例えば、児童生徒が病室でオンライン授業を受けることや、学校からの連絡を受け取ったり、あるいは、問題集、その端末の中にドリルが入っているんですね。そういうデジタルドリルに取り組んだりすることも可能であります。今後もこうした児童生徒の実情を考えながら、さらに遠隔教育の条件整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

じゃ、自宅療養で授業を受けるというか、その受けた分については、単位じゃなくて、学校へ行ったという日数に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 出席か欠席かの判断は学校長がすることになっております。

ですから、できるだけ子どもたちの不利にならないように、基本的には出席扱いをすると、ちょっとでも勉強したということが分かればそれは出席扱いにする方向で各学校には指示をしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

分かりました。理解できました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。津村議員。

○6番（津村俊二君） 2項目めの質問に移ります。

水道スマートメーター導入についてです。

水道スマートメーターは通信機能を備えており、一定時間ごとに水の使用量などのデータを水道事業者へ送信することができる機能があります。従来のアナログ式メーターでは2か月に1回程度目視による検針作業を行う必要がありますが、スマートメーターはその手間やコストが省けます。ほぼリアルタイムで使用状況を把握することができ、効率的な配水運用や漏水の早期発見もしやすいと言われております。住民向けに、使用状況をスマートフォンなどで確認できるように設定すれば、蛇口の閉め忘れ防止や節水にも役立つ機能が活用できます。

東京都では、大規模な導入に率先して動き出しております。都のプランでは、2022年度から2024年度にかけて約13万個のスマートメーターを設置の計画であり、このうち、環境が異なる7地区6万1,000個以上のメーターを設置し、その効果を検証す

るとしております。

また、都営住宅や公社住宅の建て替え時に合わせ約1万3000個取り付けを行い、このほか公園や学校を含む公共施設、目視での検針が難しい場所などにも導入する方針としています。東京都が設置費用を賄うため、住民負担は発生しないということであります。住民向けサービスとして、スマホで各種申し込み手続や情報閲覧ができるお客様総合アプリ、2022年度に公開する見込みとしていて、使用状況が見える化すると同時に、検針用請求書の電子配信、高齢者の見守り支援に活用するということでもあります。都水道局は、将来的な水需要の減少や設備の老朽化対策など、水道事業の環境が大きく変化する中、業務の効率化とサービス向上の有効な手段の1つとして取り組み、2030年代には都内全戸へ普及を目指すとしております。

スマートメーターの普及に取り組む公益財団法人水道技術研究センターの上田調査事業部長は、東京以外の自治体でも導入は進んでいるが、数十、数百個程度の単位がほとんど、都の13万個という数字は大きなインパクトであり、普及の弾みにもなると期待を寄せております。

長野県坂城町は、2017年9月から高齢者らの見守りシステムにスマートメーターを活用しています。高齢者の水の使用状況に応じ、離れて暮らす親族らへのメールを送る仕組みで、毎朝起床し、水道を使い始めた場合には元気メールが、8時間以上の不使用や2時間以上の連続使用の場合には異変メールがそれぞれ配信されるということです。メーターの設置費用などは町が負担し、利用者はシステム利用料として月額最大990円を支払います。利用者は延べ46人であり、これまでに緊急性の高い案件は幸いにも発生していませんが、漏水の発見や水の止め忘れへの意識向上などにつながっていると町の担当者は説明しております。

厚生労働省も水道事業の運営基盤を強化するため、スマートメーターのモデル事業を実施し、愛知県豊橋市や石川県輪島市で自動検針を行っております。水道技術研究センターも普及に向けた調査研究プロジェクトに取り組んでおり、都や大阪市を含む各地の水道事業体30団体や民間企業20社が参加して、データの利活用などを検討しております。

野洲市の水道事業においても、将来の管路の補修や更新といった様々な問題があり、将来に向けた計画をされていると思いますが、1つの対応策としてスマートメーターの導入をすることで効率的な業務運営につながるシステムの検討を行っていく必要があると考えますが、水道事業所長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 服部みず事業所長。

○みず事業所長（服部道和君） それでは、津村議員のご質問の水道スマートメーター導入についてお答えします。

水道スマートメーターは、水道事業が人口減少や施設の老朽化、技術職員の減少、自然災害等の課題を抱えている中、最適化や効率化に有効な手段と目されています。

導入による利点としましては、使用者にとっては、日々の使用水量のデータが見えることにより、漏水の発見や節水、見守りなどに活用できます。また、事業者にとっては、災害対策の迅速化、漏水への先手行動、オンライン請求、管網管理や配水運用の高度化などに活用でき、総じて水道運営管理の高度化、つまりスマート化が可能となります。

現時点では、東京都や大阪市をはじめ、全国のいくつかの市町で水道事業者と水道メーターのメーカーが中心となり、モデルエリアで無線の飛距離や周波数、気温及び気象の状況変化が無線に与える影響、バッテリーの消費電力、送信データの正確性などの実用化に向けた実証実験が行われています。また、東京都や大阪市などでは、今後の設置計画が公表されているところです。県内の状況としましては、滋賀県を通じて確認しましたところ、実証実験に取り組んでいるところはありませんでした。

導入に向けた課題としましては、コスト面の問題が大きく、調べましたところ、口径13ミリの水道メーターの場合、本年度購入のメーターとスマートメーターとの価格比較では約20倍と大きな差がありました。

また、コスト面以外にも、水道分野ではデータ通信手段が確立されていないなどの技術的な問題があると言われてしています。

今後は、仕様の共通化と大量導入が図られることにより、コスト面の問題が解消されると考えられます。

また、資源エネルギー庁の資料によりますと、各電力会社のスマートメーター導入計画では、令和6年度末までに日本全体の家庭のスマートメーターの導入を完了する計画となっており、共同検針による業務の効率化が期待されるところです。

こうしましたことから、将来的には水道メーターについてもスマートメーターが当たり前になる時代が来ると思われます。

みず事業所としましては、健全かつ持続可能な水道サービスを継続し、将来を見越した効率的な経営のために、今後は、スマートメーター導入について、全国の水道事業者の動向などを注視するとともに、調査を進めてまいりたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

コストが20倍ということで、将来的にはそういう方向に進めていただけるというご答弁だったと思うんですけども、例えば、これから高齢者のひとり暮らし、私もその中に入っていくわけですけど、そういう方の世帯だけ限定してというか、そうすると、ここにもまたコストの問題が発生してくると思うんですけども、そういう限定された世帯に取り付けが可能かどうか、当然コストが高くなっても取り付けたいんやという、そういう希望者がおられたら、それは可能かどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 服部みず事業所長。

○みず事業所長（服部道和君） それでは、津村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員の最初のところでも坂城町の事例をご紹介いただいたわけですが、坂城町の高齢者等の見守りシステムが当然水道のスマートメーターを使えば可能となるわけですが、坂城町の資料を見ますと、高齢者に対する福祉施策ということで取り組みをされている事業でございますので、そういった観点からしますと、みず事業所としては、この見守りシステムの導入についてはお答えするような立場ではないかなと考えます。水道スマートメーターを導入すると副次的には可能となるというサービスでございまして、高齢者等の福祉施策の一環としては有効なサービスであると考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。

あと、将来的というのは、今、2021年ですけども、なかなか将来といっても、来年も将来ですけど、大体どれぐらいのことを指していらっしゃるのかを教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 服部みず事業所長。

○みず事業所長（服部道和君） 将来的がいつになるかというようなことでのご質問でございますけども、先ほども課題で説明させていただきましたように、お答えさせていただきましたように、メーター自体は非常に高いと、今現在、口径13ミリでも20倍の差があるというようなことでございます。仮に、本市でそういった全てスマートメーターにするということになりますと、約1万6,000件の契約をしていただいていると。全ての口径の単価は承知しておりませんが、例えば、口径13ミリでその全ての契約分をス

マートメーターにしよういたしますと、約6億円かかるということになります。これに、メーター交換のための工事費でありますとか通信設備のための費用がかかってくるというようなことで、今現在は、管路がちょうど更新時期に来ているということで、管路の更新工事でありますとか、膜ろ過の設備の工事、水源地でのそういった工事を進めさせていただいているというような中で、経営計画を立てておりますので、こういった費用がかさんでくるというようなところは想定してございませんので、十分に調査研究の上で、今後の経営計画に載せられるようであれば載せていきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

なかなかいつというのは、全国の状況とか動向を見ながらということで、またこのコストも当然安くなってくると思いますので、ぜひともまた早い将来的な設置を望みたいと思います。

これで、この項目の質問を終わります。

最後に、3項目めの質問に移ります。

ふるさと納税のさらなる活用についてを伺います。

最初、1点目に、野洲市においても10月1日から開始されました。早速ですが、10月度、11月度で分かる範囲で申し込み件数、金額、これは山崎議員からもお答えがありましたけども、重ねてお願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員からのご質問にお答えさせていただきます。

10月の寄附実績といたしましては、申込件数は53件、申込金額は112万2,000円でございます。

11月の寄附実績といたしましては、申込件数は81件、申込金額は159万1,000円でございます。

参考までに、先日、山崎議員からのご質問にあったときとお答えさせてもらった12月6日現在の状況は2,922万3,000円でございます。今朝、概算でかつ累計でございますが、今朝の状況では、累計で約3,600万という状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） かなりの金額が寄附されているというふうに思うんですけども、これ件数、3,600万、件数分かりましたらお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 申し訳ございません。ちょっと概算でございますので、件数は分からない状態です。

先日、山崎議員にお答えさせてもらった時点でも、現時点でも大体800件前後かなということで、ちょっと細かい件数がまだ正確な数字が分からないという状況でございます。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。

この1件数の単価というんですか、これはかなり上がっているというふうに見てとれると思うんですけども、ちょっと計算してみないと分かんないんですけども、いずれにしても、次の質問なんですけど、8月5日にこの返礼品の提供事業者向けの説明会が行われたと思います。何社で何名の方が参加されたのでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、ご質問にある8月5日の参加事業者数は4社、参加者は4名でございますが、これ以外にも、野洲市商工会、野洲工業会、観光物産協会に加盟する事業者向け様に7月27日と28日にも説明会を行っており、そのときの参加事業者総数は2日間で28社、42名でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

この8月1日の広報に、この説明会のお知らせが広報に載っているんですけども、8月5日に実施されたということなので、ちょっとあまりにもタイトなスケジュールというか、それは7月にやったからこうなったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 一定、先ほど申し上げましたとおり、商工会さんや工業会さんに所属している業者様につきましては、それ以前にそれぞれの団体を経由してご案内申し上げておりました。

ただ、全ての市内の商工業者様はその団体に所属しているわけではございませんので、一定広報を行ってさせていただきましたし、また、逐次、随時、ご申し出があればご説明申し上げますし、必要に応じてうちのほうからも働きかけをするなど、頑張っておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。

このふるさと納税、私もいろいろネットで見たりしているのですが、なかなか100%理解はできない状態しております。1市民として、もちろん私たちは議員という立場ではこの寄附行為は禁じられておるわけですが、ふるさと納税の申し込み、また締め切りとかについて、今後の実施予定を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税は、その年の1月1日から12月31日まで、年間を通じて、何度でも申し込みいただけます。返礼品の到着や寄付金受領証明書の到着は翌年でも寄附日には影響いたしません。

ただし、寄附を行った年の翌年の所得税の寄附金控除や住民税の寄附金税額控除の適用を受けるには、年内にふるさと納税の寄附、つまり入金または決済を完了しておく必要があることから、各寄附受け付けサイトの決済方法により寄附受付の期限を設けております。

具体的には、コンビニ決済、郵便振替、ペイジー支払いの決済の場合は、今年度の場合でございますが、令和3年12月16日11時59分、失礼。今年度ではございません。今年の場合でございます。今年の場合は令和3年12月16日23時59分までに受け付けし、クレジット決済含む各種オンライン決済の場合は令和3年12月31日23時59分までの受け付けとなります。

また、返礼品提供事業者の登録申請につきましては随時対応しており、今後も必要に応じて説明会を開催し、商工観光課及び農林水産課、ふるさと納税推進業務を一括で委託している株式会社JTBふるさと開発事業部様とも連携し、本市の魅力あふれる返礼品を充実させるとともに、地場製品の振興を図っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君）　ありがとうございます。

ちょっと基本的なこと、素朴な疑問というか、よく聞かれたりもするんですけど、野洲市に在住の方がこのふるさと納税を使いたいという、返礼品を伴うことはできないという理解でいいのか、その野洲市在住の方は寄附行為のみということで理解していいんでしょうか。野洲市以外の方は、当然その返礼品を伴う納税、ふるさと納税を活用するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃっているとおり、野洲市民が野洲市に対してふるさと納税した場合、返礼品は提供はできない形になっておりますので、寄附自体はできますし、税額控除もできますが、物はないという、ただの普通の寄附の寄付金控除という形になります。

逆に、野洲市の方が他市に対しては当然返礼品つきのやつできますし、他市の方は野洲市に対してできます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　津村議員。

○6番（津村俊二君）　ありがとうございます。

このふるさと納税を活用して野洲市を応援したいという方々はたくさんいらっしゃると思うんですね。当然、税収増にもつながる。この税収、例えば、1万円を返礼品を野洲市以外の方が購入というか、求めました。その場合、いくら、大体何割でも結構ですけども、返礼品の種類によっても違うと思うんですけども、大体何割が税、野洲市の税収につながるかと、それはその使い道、一応ネットではいろんなまちづくりとか、いろいろ何パターンというんですかね、いくつか使い道載っていましたが、その辺ちょっともう少し分かりやすくとか、簡単で結構ですので、お答え願いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　それでは、津村議員のご質問にお答えさせていただきます。

これは、総務省のほうで一定基準が決まっております。もちろんおっしゃっているとおり、商品にとって多少の前後はございますが、基本的な考え方は、商品のその原価は全体の3割、あとは必要経費とか入れても5割までということになっておりますので、大体、前後はありますが、半分ぐらいというふうに認識いただければいいかと思っております。

そして、使い勝手のほうですが、一応、条例とかに定まっているもの、議員おっしゃって

いるとおり、7つの項目がございます。参考までに、12月6日現在の金額等含めてご報告させていただきますと、まちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業としてが1つ、これは707万でございます。12月6日現在、707万。2番目に、人権が尊重され、福祉が充実した地域社会を実現するための事業ということで、これは173万7,000円、3番目が山・川・琵琶湖等の豊かで良好な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐための事業、これが578万5,000円、4番目に、たくましい地域経済を創造するための事業、これが183万3,000円、5番目に、まちづくりを担う人を育てるための事業、これが552万円、6番目に、安心・安全で暮らしやすい住環境を整備するための事業、これが155万8,000円、7番目に、その他、前条の目的を達成するために市長が必要と認める事業、これが572万円、これが12月6日現在で入ってきている金額と種類でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

かなりばらけたというか、突出した、山・川であつたりとかありますけども、せっかく始められたわけですけども、別に、ノルマとかじゃなくて、大体、理想というか、目標というか、大体これだけふるさと納税があれば野洲市としても安泰とまでは言いませんけども、野洲市としてふるさと納税がこれだけあれば潤うというか、そういう目標みたいのがあつたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 予算上で申し上げますと、当初、ふるさと納税なしで300万の予算を見ていたところを今回、今般、6月議会でふるさと納税含めて1,200万増加して1,500万の予算設定をさせていただきました。歳入のほうの予算でございます。

ところが、現時点では突破している勢いでございますので。ただ、12月が一番入ってくる時期、繁雑期です。1月になると閑散期に入りますので、一定下がってくると思いません。いかほどかというのは、基本的に財政部局の考えもあるんですけども、この分で、見込みとしては、うまくいけば年度末までに5,000万いけたらいいかなという認識は持っていますが、それはちょっと個人的な考え方でございます。たちまちは、入れられるだけ、寄附いただけるだけいただきたい。それを見て、次年度の実績、今回は10月からの半年で、しかも最初の2か月間は、売れ筋の商品、主力となる商品が12月1日からという

状況であったことから考えますと、もうちょっと実際年間通していけるのではないかと
いう見込みはございます。

ただ、目標というのは、ちょっとそこは財務部局との協議も必要ですので、今、お答えす
ることはできないです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 分かりました。

いずれにしても、繰り返しますが、応援したい、野洲市を応援したい。また、野洲市の事
業所の方々、この返礼品を提供する方々も助かるというか、うれしい。このふるさと納税
は私はウィン・ウィンの関係が成り立つというふうに思っていますので、しっかり私もこ
の宣伝する取り組みを続けてまいりたいというふうに思っております。

次に、最後の質問になります。

企業版ふるさと納税の制度というのがあります。野洲市においても実施されているのか
を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの企業版ふるさと納税制度の本市の取り組みに
ついてのご質問でございますが、企業版ふるさと納税につきましては、企業より寄附をい
ただくことで、市の財源確保を図ることができるだけでなく、企業様にとっても社会貢献
につながることで企業のイメージアップ、あるいは信用力等の向上が期待できると認識し
ております。

こうしたことを踏まえまして、企業版ふるさと納税制度の活用のために、内閣府に対し
まして、地域再生法に基づく地域再生計画の申請が必要であることから、本年9月に申請
を行い、この度、11月26日付で認定を受けた次第であります。今後、事業の取り組みを
進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

企業版ふるさと納税、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納
税の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えております。寄附集めには、
国の認定が必要であります。認定自治体の数はかなり増えていると思われれます。実際に、

約1年間で2.8倍に急増しました。昨春から、税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化した効果が出た格好となっております。

企業版ふるさと納税は、正式名称地方創生応援税制といい、企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みであります。

企業版ふるさと納税の創設前から企業による自治体への寄附は損金算入という形で約3割に相当する減税がされていましたが、企業版ふるさと納税の創設によりさらなる減税を受けることができるようになりました。企業版ふるさと納税では、企業が国の認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に、損金算入による軽減効果、寄附金額の約3割と合わせて寄附金額の6割がさらに法人関係税から税額控除され、企業は最大で寄附額の約9割が軽減されます。まち・ひと・しごと創生寄附活用事業へ寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。寄附を行った企業は返礼品を受け取ることはできません。企業の本社が所在する地方公共団体への寄附については対象となりません。地方交付税の不交付団体である都道府県地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村は対象となりません。1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。税額控除の特例措置は令和6年度までの期間となっております。

このことについて、市長の見解とともに、当然、このふるさと納税を少しでもしていただけるよう、取り組みへの意気込みといいますか、野洲市には優良企業もたくさんございます。山崎議員への答弁にもありましたように、P&Gの、ちょっと値段は高いですけど、私も娘にこのSK-II どうやと言ったら、高いわとおっしゃられて、ちょっと検討はしていますけど、なかなか手が出せないなと思いつつるんですけど、取りあえずこれはトップダウンというか、市長のやっぱり宣伝、宣伝力というか、やっぱり企業への働きかけも必要になってくるかと思っておりますので、少しこの決意なり、また、意気込みを聞かせて願えたらと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 津村議員の企業版ふるさと納税への私の見解についてというご質問にお答えいたします。

先ほど、政策調整部長より答弁がございましたが、この度、地方創生の一環として、企業版ふるさと納税の事業を推進するに当たり、11月26日付で内閣府より認定を受けまし

た。企業版ふるさと納税の活用については、今後、私を先頭に、対象となる企業への働きかけ等、アプローチを行い、寄附をつなげていければと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

これから年末年始にかけてもまたしっかり、かなりの多くの方がふるさと納税を活用されるというふうに思います。私自身もしっかりまたこの宣伝をして、野洲市以外の方々に、ゆかりある方々にまたしっかり訴えていきたいと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第15号、第3番、石川恵美議員。

○3番（石川恵美君） 創政会、第3番、石川恵美でございます。新人ですが、全力で頑張っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、不登校児について質問をさせていただきます。

私は、地域まちづくりをライフワークとして頑張っておりました。また、学区の主任児童委員も受託し、子どもの支援全般に取り組んでまいりました。不登校児についてはなかなか解決に至れないのが現状でした。

そこで、不登校児について、質問をさせていただきます。

野洲市は、長期欠席、いわゆる不登校児童や行き渋りの児童に対して、私が主任児童委員を受託した8年前から既にしっかりと取り組みをされており、野洲市教育復興基本計画に掲げておられるとおり、学校内の教育だけではなく、家庭、生活にも関連機関と連携を持って情報交換をしながらきめ細かく支援に取り組まれて、できる限りの手を尽くされております。

ただ、去年のコロナ感染防止対策による休校など、理由は様々ですが、不登校児童や行き渋りの児童が増えていると聞きました。

そこで、伺いをします。質問1番、令和3年度不登校児童の数は増えているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、石川議員の不登校児童に関するご質問のうちの1点目、令和3年度不登校の現在の児童と生徒数についてお答えをいたします。

まず、文部科学省による不登校の定義は、病気や経済的な理由による欠席を除いて、年

間30日以上欠席した児童生徒のことをいっています。

本市では、今年度4月から10月まで、既に30日以上欠席している児童生徒数は、小学校が25名、中学校が34名となっています。

以上、お答えいたします。

昨年に比べて若干増えているということが言えると思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） ありがとうございます。

やはりコロナにより増えているような気はするんですけども、やっぱり休校している間にどうしても今の時代、家の居心地がいいような家庭も多いと思いますので、それから行き渋りが始まっていくように思うんですけども、それに対して2番目の質問になりますが、オアシス相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワークスーパーバイザーを配置されておりますが、去年からの不登校児童や行き渋りの児童増加により、その人数的に対応はできているのでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目のオアシス相談員やスクールカウンセラーなどの人数対応についてお答えをいたします。

現在、こうした支援員には、県が配置しているものと野洲市が独自に配置をしているものがございます。

まず、県費では、スクールカウンセラーが市内3中学校と野洲小学校、北野小学校に各1名配置をしています。スクールカウンセラーは心理の専門家でございます。子どもや保護者さんの悩み相談に対応しております。

また、スクールソーシャルワーカーの県費の配置は、中主小学校に1名でございます。スクールソーシャルワーカーのお仕事をちょっと説明したいと思います。スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家でございます。子どもの悩みの原因となる仲間関係であるとか、あるいは家庭の状況でありますとか、こういう問題を分析して、助言をいただいて、学校とともにこういう環境改善を図るという。家庭にも行っていただいて、SSWの場合は、保護者支援にも、具体的な保護者の支援にも乗り出すということをやっています。

ただ、こうした県の配置だけでは不十分なので、野洲市では、オアシス相談員、これはスクールカウンセラーの野洲版です。相談対応の職員です。オアシス相談員を4校に配置、それからスクールソーシャルワーカーを、県費は1名でしたが、それでは不十分なので5校に配置をしています。そして、スクールソーシャルワーカー、全部で6名になりますが、その資質向上や重大事案対応として、スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーの力量を維持、高めるための指導をしていただく人ですが、それを教育委員会に1名配置をしています。

特に、スクールソーシャルワーカーとそのスーパーバイザーは、平成27年度より市独自で配置するようになりました。これは県内の市町に先駆けての増強でして、様々な課題を抱える家庭の支援をすることで不登校児童生徒の教室復帰であるとか、あるいは家庭での児童の虐待防止などの大きな成果がいくつも見られています。

ただ、課題は2点あると考えています。

1点は、この派遣の1人1回というのは大体3時間から4時間という、1校に派遣というても、1人の方が3、4時間そこの学校に行っていただくという形になりますので、全ての学校に毎日どなたかがおられる、誰かにすぐ相談できるというふうな体制にはなっていません。ここら辺が不十分なところでありますし、それから、小規模な三上と篠原小学校には常駐システムがなくて、よその学校に配置した人にそっちへ回っていただくという巡回という形を取らざるを得ない状況になっています。この辺が課題かなというふうに思っております。

それから、もう一点の大きな課題は、最近はこの野洲を見習って、他の市町でどんどんこのスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、こういうなんを増強を、大幅増を図っておられまして、野洲よりも手厚いところもいくつか出てきております。そういう中で、優秀な人材確保、いい人をなるべく来ていただきたいんですが、その人材難という部分ももう一つの課題としてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 今の課題は、私も感じておりました。子どもたちが相談したいと言っても、なかなか先生がおられなかったりとか、窓口としては保健室に行って先生につないでいただくという形で合っているのでしょうか。お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 子どもたちが保健室に行ったり、あるいはオアシス相談員さんとかカウンセラーさんは別の部屋を持っておられまして、学校によるんですが、そこに行ったら、休み時間とかそこへ行って、ちょっとお話あるんですけど行って行ったら、相談対応していただくとか、それから、授業中なんかは保護者さんの対応も、これは予約制でやっておられるんですけども、そういう対応もされています。保健室が窓口になることもありますし、それから担任とか、あるいは他の教育相談対応の先生、担当の先生もおられますので、そういう先生とかも窓口になって、この人たちへつなぐということもやっております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 中学生のほうは不登校の子が34名ということですがけれども、例えば、不登校の子に対してはスクールソーシャルワーカーの方とかは個別におうちに行かれて対応とかはされているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 基本的には、スクールソーシャルワーカーが直接行くのは、数は少ないです。家庭にどうも原因がありそうやということで分析をした中で、それやったらこういう対応しましょうかというてスクールソーシャルワーカーと担任が行くとか、あるいは教育相談担当が行って、保護者さんとお話をして、その課題解決を図ると、家庭内でどういうふうに対応してほしいとかいうお話をする場合もございます。

以上でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） いろいろと聞いて申し訳ございません。

よく私が支援しているときにお聞きしていたのは、保護者の方がまず先生にもそのお話をしな駄目で、またここでもしなあかん、また人が変わったらどんどんと同じ話を何回も何回も話していかなあかんという中で、やっぱり挫折される保護者の方もおられます。生徒のお子様もやっぱり何かつらい思いとか心に何かあつての不登校とか行き渋りになっているところをやっぱりちょっとほじくっているようなところがあるので、理想論ですけども、やっぱり学校で相談してきて、家庭にも入って、いろんな形で支援はしていただいているのはすごくよく分かるんですけども、やっぱりそこをもうちょっと配慮しながら保護者の方がゆっくりしゃべれるような体制を取れるのがいいのかなと思うのと、やっぱ

り保護者の方もですけれども、本人の気持ちをやっぱり一番に聞いていただくという形で、その人数的にと、場所的にと、環境的には整っているかをお聞きしたかったのです。

次に、その次のちょっと延長の質問なんですけど、素朴な疑問なんですけど、子どもたちはオアシス相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワークスーパーバイザーの違いを理解し、どの方に相談行くのかとか、学校の先生と相談して決めておられると思うんですけれども、その区別はついて相談に行けているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 子どもたちにとっては、直接の相談はスクールカウンセラー、それから、それと同等の仕事をやっていますオアシス相談員、ここが基本的には直接の悩み相談があったらこの人たちに相談するというふうなことを学校では紹介をしています。

スクールソーシャルワーカーは、ワーカーのほうから声かけをしたり、あるいは担任がちょっとこの子気になるんですというような子に対してワーカーから声かけをしていただいたりとか、相談を、その後相談につなげていくとかいうほうが主になっていますので、ワーカーのほうは、直接子どもがちょっとお話あねんというふうな形で来る場合は少ないというふうに捉えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） では、次に行かせていただきますが、義務教育中はそういうふうな支援がいろいろとされていると思うんですけれども、義務教育が終了後、野洲の場合でいくと、守山野洲少年センターというところに行ける子は行って、いろいろな支援をしてもらいながら、出席日数を足しながら次の進路へ進むという形が通常であると思うんですけれども、どのぐらいの不登校児が利用しているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 守山野洲少年センターというのがございます。これは、もともとは、学校が、中学校が荒れたときに、その荒れた子を何とか対応しようということが主なねらいとしてつくられたものなんですけど、そういう問題行動というのが大幅に減りまして、今、少年センターの対応は、不登校とか、あるいはひきこもりとか、就労、一旦就職してやめたりとか、こういう青年が中心になっています。もともと、少年センターは中学生から20歳までを対象としていますが、若干、気になる子がだんだん幅が広がって、小学校

高学年ぐらいからも支援というか、そういうなんもされたりもしていますし、20歳を越えても就労支援を若干されたりはしています。

それから、今、義務教育を終えた子どもたちの支援は、守山少年センターとしては合計5名を対応されています。そのうちの2名が野洲市の子どもたちでございます。学校復帰するための学習支援とか、教育相談、あるいは中途退学をした子どもたちへの生活相談とか、あるいは、就労支援とか、いろんな形で対応をしています。

ただ、特に、その中で多くは、高校生の不登校というのが最近結構この少年センターが対応するようになってきています。高校生の場合は、先ほど言うたカウンセラーとかSSWの配置が非常に少ないので、そこをもうちょっと拡充するようにこちらからも県教委のほうにお願いをしています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 守山野洲少年センターの立地場所なんですけれども、守山の駅からすごく離れていて、多分子どもたちは自転車で行くのかと思うんですけれども、バスで行くなりなんですけど、やっぱり行きにくい立地条件があって、いろんな条件が重なって野洲の子がそこに行ける子がちょっと少ないように思うんですね。それは、あんまり関係ないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 物理的には守山市役所の近くですので、ちょっと距離があるのかなというふうに思っています。対象の子どもたちは、今お話あったように、自転車で行ったり、あるいは保護者さんが送っていかれたりというふうな形で対応していただいているんですけれども。いっとき、2つに分けようかと、守山、野洲で分けようかという話もあつたんですが、ちょっとお金の部分もありますし、その部分で難しいのかなというふうに思っております。巡回等でできたら野洲のほうにももうちょっと来ていただけたらということで、結構指導員さんは学校を回っていただいています。小中学校をずうっと回って、特に中学校のほうは頻繁に回っていただいていますので、いろんなサポート、支援ということにつなぐきっかけは学校とは非常にできているのかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 義務教育が終わってすぐはやっぱりちょっとこれではあかんなど

そういうところに行こうとするんですけど、やっぱりちょっと間が空いてしまう子に対してはどんどん行きにくくなる状態で、情報が入りにくい状態で、守山まで行かなあかんのや、橋のところまで行って、もう引き返してきたとかいうのもよく聞くんですね。何をもって行きにくいのかは分かりませんが、もうちょっと子どもが興味を持って、ここやったら行けるわとかいう体制を整えることによって、不登校の子が社会自立、社会復帰できるような形ができるのであれば、これこそ本当に今おっしゃいましたお金の問題もありまして、野洲にはそういうところを持ってないということもあるんですけども、やっぱり居場所づくりとか、子どもの居場所づくりを考えている地域の考え方からいくと、コミュニティセンターなりいろんなところがありますので、お金をかけずしても居場所づくり、これから子どもたちではなく、不登校とか高校生、20歳ぐらいの子になるまでも広げて、やっぱり使っていく検討をお願いしたいかなと思います。

それで、4番目の質問になりますけれども、不登校の予防を重視する考え方は賛成なんですけれども、不登校になってしまった児童に対して、義務教育が終わった後の支援とか、関係機関の移行をどのようにしているのか。今、教育長からお話をいただきましたので、あとは、その関係機関の移行をどのようにしているかを中心に教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 最初に、3点目の最後のほうに関わってですけども、少年センターの行くのはなかなか遠いという子もおりますので、少年センターが逆にこちらに来ていただいて指導をしていただくというのは何回かございました。例えば、2年前ですが、人權センターに来ていただいて、そこに子どもたちが行って支援をしていただく、いろんな相談とか学習支援とかやっていたかという取り組みを行ってありました。

今お話あったように、ほかにもコミセン等を使いながらという支援もできると思いますので、何も野洲に少年センターをつくらずとも、少年センターの動きの中でそういう取り組みをやっていたらやっていたらいいかなというふうには思っております。結構柔軟に対応していただいております。

それでは、4点目の義務教育終了後の支援、関係機関への移行についてお答えをいたします。

ここにつきましては、本市では、毎年、ひきこもり生徒移行支援会議というのを設けております。学校と関係機関が情報を共有することで切れ目のない支援ができるように行っています。こうしたひきつぎの会議を開催しているのは、県内でも非常に珍しく、注目さ

れているところでございます。

また、本市では、様々な支援の必要な方の総合窓口を市民生活相談課にしております、そこから各関係各課につないでいくと。とにかくどこへ行ってええか分からんというのはなくそうということで、市民生活相談課を一番大きな窓口というふうにしております。そういう仕組みをつくっております。具体的には、18歳以上のひきこもり対応は、その関係各課の中で分担を、そこから分担をしていくんですが、18歳以上のひきこもり対応につきましては市民生活相談課が対応します。それから、発達に特性のある方は発達支援センターが対応します。また、虐待関係は家庭児童相談室というふうに、各担当各課に市民生活相談課がつないでいくというシステムになっています。

また、さきの移行会議には、湖南病院の方にも参画していただいて、その助言もいただいて、多方面から見ていくというふうなシステムをつくっております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 改めて今、また聞かせていただいて、本当に野洲市はいろんな取り組みをやっておられると思います。

ただ、やっぱり地域の子どもですので、地域力というのも大事だと思います。例えば、コミセンに居場所づくりをしたならば、ちょっとアルバイトここでせえへんかとか、畑ちょっと手伝ってくれとか言いながら話ができたりとか、学区単位での支援ですね。きめ細やかな支援をするために地域交流をしながらいろんな人に話を聞きながらどっか出口を探せるようなところも地域の力としては大事なところだと思いますので、ぜひこれからコミセンなどを使って地域のもの、人ととにかく関わって子どもたちの自立に向けて進めていかせていただけたらありがたいかなと思います。

子どもたちは本当に成人になると就職をするきっかけもあまりなく、家の家族に支えてもらいながら家の中で生活している現状も多々あります。本当に、今は昔と違って、家庭内でも部屋があって、テレビがあってと居心地のいいところになっているので、わざわざ大変な世の中に出ようという気が失せてしまうというのも本当に現状としてあります。

ただ、家族が高齢化してきても、それが改善されていない家庭も多く想定されます。20歳を過ぎれば他の支援がかかっていない限りは、自分から声を上げない限り、何も支援はありませんし、親御さん同士の情報交換という形がなかなかつくれる状態にあります。みんなが家族単位で右往左往しながら不登校児に対してどうしたらいいかというのを考え

ていく中で、もちろん市役所の支援の組織というのはすごくされているんですけども、そこまで行くハードルが高いんですよ。困ったら市役所に行ったらいいという考え方なんですけれども、今は困ってないから、だけど、ちょっとずつ確実に困られていっているんです。どのタイミングで行くかというのをやっぱり悩まれている方がおられる中で、ここがやっぱり地域力でカバーしていく部分ではないかと私は思っております。

今、野洲市でも不登校児や教室に入れないうゆる不登校予備軍の子どもたちが年々増加しているように思います。支援、見守りを続けていきたかったのですが、それをよしとしない議員さんもおられますので、私は今から、議員になりましたので、この議員の立場でいろんな形を皆様に配信していけたらと思います。関わりの途切れてしまうことのない、自立支援を含め、誰もが安心して進める体制をこれからも望みますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。石川議員。

○3番（石川恵美君） 次の質問に入る前に、先ほど私が野洲市教育復興基本計画と申し上げましたが、正しくは、野洲市教育振興基本計画の間違いでした。訂正をして謝罪をさせていただきます。

では、次の一般質問をさせていただきます。

次の課題は災害時の避難についてでございます。

近年、台風や長雨などの荒天により土砂災害、川の氾濫が野洲市でも起こっております。避難指示が出れば、高齢者や支援を必要とする方から順次避難を開始していますが、その前の自主避難についてお伺いをします。

自主避難時に単独での行動が取れないと、避難に支援を必要とする方の避難に関しては、要支援者ごとに避難計画を作成し、支援者の設定や避難支援の役割を事前に定める地域での取り組みが重要と考え、避難行動要支援者登録制度に取り組んでおられます。

また、事前の備えとして、普段から地域の見守りができるよう、野洲市社会福祉協議会と連携し、地域でのタウンミーティングを開催し、地域の特性に応じた見守りマップの策定を進めていきますとあります。

そこで、質問をさせていただきます。

1 番目、地域との取り組みが重要とありますが、個人情報の観点から、自治会や民生委員などには情報は伝えないのは、日頃、情報は伝えないのは理解できるんですけども、避難に支援を必要とする方が自主避難を希望した場合もスムーズにできるようにはできないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、石川議員の大きな2問目、災害時の避難についての1問目、自主避難希望者への対応についてお答えをいたします。

石川議員ご指摘のとおり、野洲市では現在、避難行動要支援者登録制度に取り組んでおります。この登録制度に沿った取り組みをされている自治会では、本人の了承があれば、一人ひとりの要支援者の状況に応じた避難支援個別計画を作成し、自治会長や民生委員・児童委員と情報を共有していただいているところです。この登録制度を利用し、要支援者の情報を事前に共有することで、自主避難の避難行動をする際の一助になるというように考えております。

また、市の登録制度と同様に、事前に情報を共有する取り組みを独自に行われている地域もあり、市としましては、地域で取り組まれている互助制度が円滑に機能するよう、個人情報の取り扱いには配慮しつつですけども、可能な範囲で情報共有の仕組みづくりを進めていきたいと考えております。このことについても、先ほど議員がおっしゃいました地域の見守りマップもその1つに該当するのかなというふうには考えております。

なお、野洲市では毎年度、高齢者世帯や障害者手帳をお持ちの方など、一定の条件に該当する避難行動要支援者の全件名簿と言っていますが、この名簿を作成いたしまして対象者の把握に努めているところでありまして、市の登録制度を利用されていない地域には、平常時の情報提供ってなかなか難しいとは思いますが、発災時、一定の規模以上の災害が発生したときには、市の登録制度利用の有無に関わらず、要請に応じて情報を提供することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 説明ありがとうございました。

民生委員がいない地区という、欠員が出ている自治会もあるんですけども、その場合はどのようにされておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 確かに今現在、民生委員、児童委員、定員125名のうち9人の欠員が出ております。欠員の地域をどういうふうに対応するかという明確なルールはございませんけれども、それぞれの地域ごと、学区内でいろいろ対応いただいたりとか、近隣の民生委員、児童委員さんをお願いをしたりとか、主任児童委員さんというのも各学区に1人おられますので、対応をお願いしたりとか、そういったことになってくるのではないかというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 自主避難に関しては個人で避難することになっておりますが、支援を必要とする方が避難を希望した場合の窓口は周知されているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 特に窓口というのは設けておりませんでして、特に自主避難に関しては、市が直接応援に向かうというのはなかなか難しい状況でございます。災害が警報が出ていたりとか、市全体でも災害に備えた対応をしている最中でございますので、できるだけ地域での助け合いというのをお願いしたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 今年でいうと、8月14日にコミセンしのはら、コミセンみかみ、コミセンやすが開設されました。これは、自然災害の被害の可能性が高かったからです。ただ、古民家など、倒壊の恐れがある方なども自主避難の申し入れがありましたが、その対応はありませんでした。市民の方は命の危険を感じたら避難するとの認識ですが、その認識に市との差があるように感じますが、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 石川議員の再質問にお答えさせていただきます。

今年の8月の災害につきましては、洪水ではなくて、土砂災の危険性が高いという判断に基づいて、その想定している地域にお住いの方に対して自主避難または避難を呼びかけたものでございます。かといって、避難所というのはコミセン2か所と人権センターとかを開けさせてもらったところなんですけれども、個別で一応周知のほうも車両とか使ったとかやっておりますが、その地域じゃない方についてのご質問かと思うんですけれども、一軒一軒、この方がこの家が崩れかけているとか、そこまでは当然うちは把握はできませんので、そこはまた危険と思われたらその状態になったら多分危機管理課とかは必ず誰かいますので、お問い合わせいただいて、地域として危険と思われる地域については

当然私どもが車両による広報とかラッパによる広報とかLINEとか、その他メール等で周知させてもらいますが、ちょっと全ての市民の個別事情まで確認してということは、ちょっと5万の人口ありますので、ちょっとなかなか難しいところがございますので。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 個別に確認をするのは本当に大変なことだとは思いますが、やはり個人から家が倒壊しそうなので避難をさせてほしいとかいうことに関して対応をどうされているのかをもう一度教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） もしそこでその住んでおられる方が危険なんだけどというふうにお感じになられたら、先ほど申し上げましたとおり、危機管理課までご一報いただきましたら、もし避難所が開いている状況でしたら当然ご案内させていただきますし、災害の状況、含水量とか上流の河川の水量とかで私どもは避難所を設置するかどうか決めますので、それが足りない場合は当然できませんが、そこで危険ということでもう既に開設している場合はそこをご案内させていただく形になると思います。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） また今年の話になるんですけども、そのときは危機管理課のほうに問い合わせたら、篠原のほうが開いているので篠原のほうに行ってくださいという対応でした。

ただ、高齢者で、篠原まで雨のきついときに歩いていくというのは到底無理ということで断念をされたということがありましたので、これからどんな災害があるかも分かりませんので、もうちょっときめ細やかな対応を望みたいと思います。

また、障がいのお持ちの方は設備の整ったなかよし交流館を開けることについては考えておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） そのときの災害の状況に応じて対応していきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） なかなかコミセンは慣れないところですので、いろんな個性を持たれた方とかは、やっぱり災害の自主避難、それから避難指示が出ても、なかなかちゅう

ちよをされることがとても多いと聞いておりますので、やっぱりなかよし交流館なり慣れたところ1つでも開けていただくということが市民の要望ではありますので、どうぞご検討をお願いいたします。

それでは、2番目に行かせていただきます。

近年、ご自宅でもペットを飼育されている方はとても多いと思いますけれども、ペットは飼育されている方にとっては家族同然です。命の危険を感じたとしても自主避難はできないということをよくお聞きいたします。これは避難指示も同様です。ペットなどを連れての自主避難はできますか。

また、ペットを連れてきた場合の対応策は取っておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 石川議員のご質問の2点目、ペットを連れての自主避難についてお答えをいたします。

本市で策定をしております避難所運営マニュアルでは、避難所施設利用計画の中でペット飼育場所を屋外に設けることや、ペット登録簿に記載を求めることなどを定めておりまして、避難所のペットの持ち込みを一定は想定しており、自主避難においてもペットの持ち込みは対応可能というふうには考えております。

ただ、避難してこられた方の中には、動物が苦手な方、あるいはアレルギーを持っておられる方もおられ、また、ペットに起因するトラブルの発生等、いわゆる夜中に騒いだりとかということも想定をされておりました、懸念をされるところでございます。

また、昨今は、新型コロナウイルス感染防止のための社会的距離の確保というのが必要なことから、通常の避難所運営以上に生活空間の確保が必要となるため、場合によっては、ペット用避難空間の確保が困難となる避難所では、ペットの持ち込みを禁止せざるを得ないということも想定をされるところでございます。

そのため、ペットの避難方法につきましては、避難所での受け入れだけではなく、例えば、親戚・知人・ペットホテル等に預けることや、例えば、自主避難などでたちまち差し迫った状況でないのであれば自宅に留め置くといったことも含め、避難所へ持ち込む以外の方法を検討いただくことや、ケージ、あるいはエサなど避難時に必要となるペット用品の用意、あるいはペットのしつけなどといったことについても、ペットの飼い主様には日頃より検討や準備をいただくようお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 屋外に置くとおっしゃいましたが、荒天のときに屋外に置くのは、犬舎とか何か防災用に準備はされているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 特にペット用のケージ等は準備はしておりませんので、それについては飼い主様のほうでご準備をいただきたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） ありがとうございます。

なかなかそういう情報が伝わってない中で、皆さん右往左往されますので、チラシとか防災のところにでもいいので、ペットをお持ちの方という形で、ケージは持ってきてください、リードは持ってきてください、必要な狂犬病の予防接種はしていますかとか、何かそういうカードみたいなのがあればもっとスムーズにいくのかなと思いますし、ペットを飼ってる経験者の方とかはよそでまた私は見てあげられるからあなたはそっち行ってとか、そういうやり取りもできると思いますので、やっぱり人間と動物の共存、それから、地域での助け合いというところをやっぱり重視いたしますと、ここは避けて通れない部分だと思いますので、どうぞまたよりよいご検討をよろしく願いをいたします。

3番目に行きます。

最後になりますが、この間、市民部長のほうから、危機管理課のほうから、祇王学区の指定避難所における所要人数は2,828人とありますが、この根拠は何でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、石川議員のご質問にお答えさせていただきます。

祇王学区内における指定避難所は、祇王小学校、野洲北中学校、祇王幼稚園、コミセンぎおう、総合体育館の5か所あり、それぞれの施設において避難を想定している部屋の延べ床面積の80%、20%は通路とかで置いときますので、に対して1人当たり3平米を除いた数字ということでの合計の避難定員の合計数ということになっております。

なお、コミセンぎおう及び野洲北中学校については、本年度は改修工事のため、使用不能でしたが、次年度からは使用可能と考えた数字でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） この数を上回ったら、次々と避難場所の開館指示はあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 当然、それで足りない場合も想定されますので、そこは他の学区、他の議員のご質問でもお答えさせてもらったんですが、野洲市としては、基本は学区かもしれませんが、学区だけでは考えておりません。学区の境界線の川も当然ございまして、学区またがった被害も当然ありますので、そこは一番近い避難所から順々にということというふうに考えています。

また、先ほど申し上げた数字でも、じゃ、5人家族で15平米分用意するのかといったら現実そんなことあり得ませんので、もっと少なくなると思いますし、一方で、コロナの関係がありますので、一定間隔は空ける必要もあります。それに対しては、別の議員の方で答弁させてもらいましたが、テントとかも一定用意はさせていただいていますので、お体の悪い方とかはそういうところに入ってくださいとか、そういう対応もさせていただきますし、ただ、設備的に100点とは言い難いんですけども、可能な範囲においてそこは他の地区の避難所も含めて対応させていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 何分天候が荒れているときでございまして、例えば、この避難所に行きました。もういっぱいなので次向こうの避難所に行ってくださいとかいうたらい回しになるようなことがあったりとか、遠いところの人がまた一段と遠いところに行くことになったりとかで、この悪天候の中、野外で迷われる方が出るような気がするんですけど、そこは大丈夫なんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 現実に同様な災害の規模とか内容によって対応が変わってくるとは思いますが、できるだけそのようなことがないように対応したいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○3番（石川恵美君） 私も経験上、自主避難を経験しておりまして、取りあえず皆さん不安やから来たとか、何も持たずに来たということがあるんですけども、皆さんはそこに来て助けてもらおうとか、そういうことではなくて、皆さん自主避難された方は一緒になって何とかしようという気持ちの方がたくさんおられます。野洲市のそういう考え方で防災意識もすごく高くなっている方も多々おられますので、いかに避難場所で皆様がちょっとでもよりよく避難をできるのかということに考えていきますと、やっぱり野洲市一体で

考えるのは正しいことだとは思いますが、やっぱり学区とか、そういう形の中で考えて、そこで賄い切れない分を野洲市でまた考えていくという形のほうが私は自然なのかなというふうには思います。

それと、やっぱり万が一に備えて、より一層の命を守る施策とか、情報共有をもっとしっかりとしていかないと、私もコミセンで待機をさせていただくときに、情報がかなりなく、どうしていいかわからないという状況もありました。また、いろんな疑問点もあります。避難指示になったときに福祉班が来ていただけるんですけども、電話のかけ方も分からへん、電気の位置も分からへん方が来られて、一体どうしはんねやろというような気持ちもありました。その中で、やっぱり前もって、何でも前もって前もっていろんな打ち合わせ、それからいろんな話し合わせをしておくということが災害に備えて一番大事なことでないかと思しますので、またどうぞよろしく願いをいたします。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第16号、第4番、村田弘行議員。

○4番（村田弘行君） 創政会、第4番、村田弘行です。祇王学区をはじめ、永原を中心とした在所からの代表としてこの議場に上らせていただきました。市長をはじめ、野洲市執行部の皆さん、慣れてないもので申し訳ありませんが、よろしく願い申し上げます。

では、通告書1番、祇王地区買い物難民問題について。

祇王学区の大字永原、北、中北をはじめ、生活に必要な物資を購入することが自動車ではなく徒歩圏内で行く店舗がないことは、当局は認識されていますか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 村田議員の1点目の質問にお答えいたします。

議員がご指摘されていますように、祇王学区の永原、北、中北の地域におきましては、生活雑貨などを取り扱うお店は数軒あるものの、日常生活を充足するに足る店舗が十分でないことは認識していただいております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 近所の人に聞きますと、移動販売が来ています、そういうことで、通信販売とか、あとは宅配とかありますけれども、野洲市経済部のほうで何か手だてはないのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 武内環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目の質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、JAの祇王支店では、毎週木曜の午前10時から12時まで、「おうみんち」が出張販売に来られ、食料品などを取り扱っておられます。

また、この他にも、電話やFAXで注文できる、議員もおっしゃっていたように民間の宅配サービスによるサポートもあり、自宅にいながら様々な買い物を利用できる環境がございます。

しかしながら、直接物を見たり、物に触れながら買い物が楽しめる店舗の開設には至っていないのが実状でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） よく分かっております。店舗を構えるにしても、都市計画から始めないとなかなか店舗を構えることができないということが分かってきました。やりようによっては、ここは2番の質問になりますけれども、県の土地ではありますが、店舗つき集合住宅を建てるとか、県に折衝するとか、そういうことはできますか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、店舗付きの住宅のプラン、これについて検討の余地があるのかとのご質問にお答えを申し上げます。

老朽化いたしました市営住宅永原第2団地の建て替えを現在行っておりますけれども、これにつきましては、野洲市営住宅長寿命化計画、新永原第2団地建て替え基本設計に基づきまして、今年度、4号棟の建て替えの実施設計を進めておりまして、令和4年度及び令和5年度の2か年で建築工事を行うという計画で進めているところでございます。

なお、当該市営住宅の敷地、これは今、議員もご指摘いただきましたように、県有地でございます。まして、本市と県との間におきまして、市営住宅の用地として無償による県有財産貸付契約というのを締結しておりまして、このことから、本市におきまして、他の用途として利用する権限はないという状況でございます。

こうしましたことから、市営住宅永原第2団地建て替え事業において、ご提案をいただきましたけれども、店舗テナントの配置のプランということを検討するのは困難ではございますけれども、当該市営住宅の周辺地域は市街化区域の第2種中高層住居専用地域や近隣商業地域でございます。一定規模の店舗の立地が可能でありますことから、民間によります店舗等の立地などの土地利用に委ねるのがいいのではないかと考えているところで

ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） よく分かりました。

都市計画のほうから地道に店を構えて、県道2号線の往来、自動車の往来のお客様を含めて店舗の売上規模を図りながら、そのお店が維持できるような店舗をつくっていく、都市計画をしていくと、永原地区を開発していくという難しい問題はありますけれども、地道にやっていきたいと思えます。

次に、第2番移らせていただきます。

通学路・生活道路補修問題についてお聞きいたします。

野洲市における道路の維持修繕工事の過去5年の平均予算というか、実行ベースというかをお教えいただきたいと思えます。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 村田議員の通学路・生活道路補修問題についてのご質問の1点目でございます、道路の維持修繕工事の過去5年平均の予算についてお尋ねをいただいておりますが、今、ちょっとおっしゃっていただきましたように、実際に執行いたしました実績に基づきましてお答えをさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

道路維持補修事業費につきましては、過去5年間の決算によりまして、工事請負費及び修繕料の合計事業費でお答えいたしますと、まず、平成28年度は9,967万円、平成29年度が6,688万円、平成30年度が6,802万円、令和元年度が3,997万円、令和2年度は1億5,500万円でございます。5年平均では、8,590万円の事業費となります。

なお、令和2年度が突出して大きな金額となっておりますけれども、これは大篠原入町線、県道野洲中主線から東のほうに近江八幡市との行政界まで続いております道路でございますけれども、この道路はもともと農道規格で整備をされた道路でございまして、それを市道に認定をしておりますけれども、大型車両も含めまして通行量が非常に多い道路で、損傷が著しく、舗装の剥離などによります陥没が原因で、車両破損事故が多発しているというふうな状況もございまして、早急に舗裝修繕工事を行う必要がありましたので、防災・減災国土強靱化によります国の交付金を活用し、計画を前倒しして優先的に取り組みまし

たことから、令和2年度に事業費が大きくなっているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 土木課のほうで道路パトロールをされていると思いますけれども、道路パトロールで補修箇所、剥離等、へこみ等出てきた場合、そういう発見箇所は開示というか、オープンになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 道路パトロールによります発見箇所の開示ということでご質問を頂戴しました。

道路パトロール時に職員が発見をいたしました補修箇所につきましては、簡易な穴につきましてはその場で常温合材を使用し補修を実施しております。令和2年度と今年度11月末までというところでのご報告となりますけれども、箇所数を申し上げますと、令和2年度は82か所、今年度の11月末までは59か所発見をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 地域別でお願いできますか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、地域別にお答えをさせていただきます。

まず、令和2年度でございますけれども、野洲学区が7か所、北野学区が10カ所、三上学区が1か所、祇王学区が18か所、篠原学区が19か所、中里学区が9か所、兵主学区が18か所でございます。

今年度の11月末現在まででは、野洲学区が6か所、北野学区が5か所、三上学区が5か所、祇王学区が10か所、篠原学区が10か所、中里学区が4か所、兵主学区が19か所でございます。

なお、補修箇所はあくまでも道路パトロールによりまして職員が発見した箇所でございます。それ以外にも地域の自治会さんのほうで自主的に対応いただいているところもございますが、その補修箇所につきましては市のほうでは把握をしておりませんので、今の数字の中には含まれておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番(村田弘行君) 職員が合材で補修をしたということも言われていましたけれども、そういう発見したところが多かったら、全面的にカッターを入れて道路補修に至った工事はありますか、質問します。

○議長(荒川泰宏君) 三上都市建設部長。

○都市建設部長(三上忠宏君) 先ほど申し上げましたように、簡易なものにつきましては常温合材で対応いたしておりますし、繰り返し、繰り返し起こる場所など、そういう場所につきましては、議員おっしゃるような対応をさせていただいた箇所もございます。

以上、お答えといたします。

○議長(荒川泰宏君) 村田議員。

○4番(村田弘行君) 道路について聞くのは、選挙期間中、非常に道路直してくれないんだという意見が多かったのでお聞きしたのもあるんです。

あと、補修工事入札案件とか見ていますと、永原学区について、教育関係の予算以外は極端に道路修繕工事が無い。ここ数年見ただけですけれども。随意契約で百何十万以下の工事もあるかとは思いますが、あまりにも生活道路で穴ぼこだらけなので、一度、永原、祇王学区を重点的に見ていただきたいというのが希望なんですけれども、その辺は、全体的に土木としては見ないかんでしょうけれども、あまりにも入札案件少ないなと思いましたので、一度聞いてみたいと思いました。お願いします。

○議長(荒川泰宏君) 三上都市建設部長。

○都市建設部長(三上忠宏君) 入札をいたしました工事ですとか、ちょっと議員今おっしゃっていただきました随意契約によるものも含めてお答えをさせていただいたほうがよろしいのでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず、1点目でお答えをさせていただきました工事のほうでございますけれども、修繕工事等でございますけれども、これ、入札のものも含めた全体の数字になります。

これにつきましては、過去5年間の決算でございますけれども、野洲学区のほうでは12件で2,948万円、北野学区で13件で2,958万円、三上学区が9件で454万円、祇王学区は20件で4,985万円、篠原学区が24件で2億3,232万円、中里学区は21件で4,924万円、兵主学区が13件で3,451万円となります。

なお、篠原学区につきましては、新クリーンセンターを整備するに当たりまして地元自治会さんと協議をさせていただき、関連事業として周辺地域の舗装工事等を重点的に実施したということもございますし、先ほど申し上げました大篠原入町線というのが篠原学区

のほうに位置しておりますので、こうした工事が集中したことから、篠原学区が少し多い金額になっているところでございます。

そして、今の数字の中で、5年間平均をいたしますと、16件、平均で16件に対しまして、祇王学区のほうでは先ほど申し上げました20件でございます。金額のほうでございますけれども、平均、5年平均は6,136万円でございます、祇王学区は先ほど申し上げました4,985万円ということになります。

ただ、篠原学区の数字がちょっと大きかったので、仮に篠原学区を除きます6学区で計算した場合、平均の金額は3,286万円ということになりますので、祇王学区の補修工事が少ないというものではないと考えております。

また、もう一件おっしゃっていただきました随意契約のほうでございますけれども、こちら過去5年間、これは野洲市契約規則に基づきまして130万円以下の契約につきまして随意契約で発注をしておりますけれども、こちらのほうにつきましては、平成28年度が643万円、平成29年度が400万円、平成30年度は261万円、令和元年度が517万円、令和2年度が510万円、合計2,331万円の事業費となっております。これらを平均いたしますと、333万円ということになります。祇王学区のほうでは、5年間で平均いたしますと385万ということになりますので、決して祇王学区のほうで工事発注として少ないというふうな状況ではないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。

私の認識とちょっと違うようでございますが、過去3年ぐらいを見たらほとんどなかったものですから、勘違いだったのかと思います。申し訳ございません。

あと、確かにその工事があったとして、ただ、生活道路が補修していただきたいというところがたくさんあるので、また見ていただきたいと思います。

あと、入札における案件とか、補修工事の案件見ていると、要するに、コンサルの業務委託入札前の詳細設計になるんですけども、それもほとんど永原地区はない。さっきの祇王学区は富波地区が入っているのかもわかんないですけど、永原地区はないという感じを受けましたので、またどしどし要望いたしますので、よろしく願いいたします。

あと、次に、2番のほうの質問に参ります。

最近、上永原地区において、側溝に転落して女性が死亡する事故が起こっていますけれ

ども、子どもたちが住宅周辺ありますので歩く可能性もあります。安全柵等設置を考えられておられますかという質問です。お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目の安全柵の設置につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

市では現在、大津市で園児が巻き込まれる痛ましい交通事故を受けまして、通学路や未就学児の移動経路につきまして、危険個所を洗い出し、早急に防護柵やガードレール等の安全対策を実施しているところでございます。

ただいま議員がご指摘いただきました場所につきましては、祇王小学校の通学路には指定されておりませんが、現地を確認いたしましたところ、防護柵の設置基準というのが国交省のほうから示されているものがあるんですけれども、その基準に照らし合わせますと、残念ながら必要性は低いというふうな状況ではございます。

しかし、今、議員おっしゃっていただきましたような事故も、残念な事故も発生したということ、また、地元のほうからも要望書を頂いておりますことから、何らかの対策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

この区間につきまして、一部、道路の外側線がないところがございますので、道路と路肩のほうの明示をはっきりさせるためにこのところにつきましては、本日、他の工事と合わせましてこの箇所、線のほうを引かせていただく予定をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。対処のほうよろしく願いいたします。

次に、3番、教育委員会の予算で通学路の点検が予算化されていますが、ホームページ等を見て、私も見ているんですけれども、日々の点検業務、予算化された業務とホームページに記されているものが毎年更新されているのかどうか、お聞きいたしたいと、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

まず、通学路でございますが、通学路の指定は、小学生が登校時の集合場所から学校までの登校ルートでございます。地域の皆さんのご意見などを基に、小学校が指定しているものでございます。

毎年、通学路の点検は、地域の皆さん、あるいは関係機関と一緒に点検を行っているところをごさいます、議員ご指摘の場所につきましては、先ほどもありましたが、通学路の指定ルートにはなっていないが、児童個別には通りますし、危険箇所であると考えられまして、事故を重く受け止め、先日、祇王小学校で全児童に対して注意喚起の指導を行ったところです。

教育委員会としましては、今後も、通学路指定の危険箇所についても児童生徒への安全指導を継続してまいりますし、情報の更新も速やかにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。

点検していただいて、歩いていただいて、危険な箇所、ガードレール、痛ましい事件が起きないように、事故が起きないように安全配慮をお願いいたします。

では、3番、童子川及び新川の樋門の越水問題についてお聞きいたします。

この前、渇水期における県の水門の補修工事を見に行ってきたして、実施されていることに感謝申し上げます。ポンプの維持管理等、浮遊物集積の維持、梅雨時や台風時には県との取り決めはどうなっているのか、お伺いします。お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、村田議員の童子川及び新川の樋門越水問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

一級河川新川に設置いたしました河川管理施設、ポンプと浮遊物集積機、いわゆる除じん機と申しておりますけれども、これらの維持管理に必要な協定につきましては、平成28年9月27日に滋賀県と野洲市が管理協定を締結しておりまして、当該施設の運転に係る電気料金の負担及び当該施設の修繕は滋賀県が負担し、当該施設の操作は本市が行うものとなっております。

また、同日付で同施設の管理委託につきまして野洲市と地元の北自治会さんのほうとの間で管理協定を締結させていただいておりまして、現在は、実質的に北自治会さんのほうで当該施設の操作を行っていただいているというところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。

大雨時に自治会のご老人が危険なところに点検業務に行くというのはどうかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 大雨時に現場に行くことは危険であるが、どうかというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、大雨、また台風時に樋門やポンプ、除じん機の確認、操作を行うことは地元自治会の皆様の負担となっていること、また、夜間や河川増水時の現地確認、操作は危険が伴うということは、滋賀県も本市も十分に認識をしているところでございます。

このことから、操作に係る地元自治会さんの負担軽減の対策といたしまして、滋賀県は、自宅のパソコンでも見られるように遠隔監視システムの運用を平成30年度から始められ、令和元年度には新川及び童子川に量水標を設置、昨年度には県のホームページからその量水標が見られるよう河川防災カメラを設置されたところでございます。

また、今年度には、今、議員が冒頭おっしゃっていただきましたように、県のほうで、樋門、制御盤及び遠隔監視盤、監視システムを更新するに当たり、6月30日に地元自治会さんと協議が行われました。その結果、台風や大雨により童子川の水位が上昇し新川へ逆流した場合には、童子川樋門が自動で閉門し、これに合わせ排水ポンプや除じん機も一体的に起動するよう改修されることになりました。この改修工事は、来年の出水期までに完了すると聞いておりますので、地元の皆さんの負担はより一層軽減されるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 県の対応をありがたく思います。

修繕工事が終わって、それでも、水物でございます。危険でございますので、それでも、越水したり、ポンプが故障したり、集じん機でゴミが詰まったりということが予想されまじけれども、新たなポンプとかそういう、取りあえず、このままいくんですよね。ちょっと質問にならないんですけれども、その後の対応を、現地を踏まえてよく見てからまたご検討いただきたいと思います。そういうことを要望していただけるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 今後もまた越水等が起こった場合のポンプの新設や他の

方策について県のほうに要望されるかというふうなお話でございました。

平成25年の台風18号、この大雨によりまして新川や市道市三宅小南線沿いに流れます渡瀬川が溢水をいたしまして、市道は通行できないほど冠水し、北自治会の集落のあたりまで浸水被害が発生したということが起こりました。

このため、市では滋賀県に対しまして対応策を講じられるよう緊急要望を行い、その結果、今まで申し上げております、新川に滞留する内水を排水するための排水ポンプ、これを平成28年度に設置されました。口径が300mmで2基を設置されたところでございます。

しかし、今、議員もご心配いただきましたけれども、その後も実際は大雨時には周辺の農地の冠水がやはり起こっているというふうな実態がございますので、地元の方とともにポンプの能力向上を行っていただくよう市も継続して県のほうに要望しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。ポンプ能力向上等、何が起こるか分かりませんので、要望をしていっていただきたいと思います。

次に、第4番、上永原地区の残土問題についてお聞きいたします。

平成20年に野洲市所有、地番で言うと、上屋字上芝原1630、4、061平米のところに、当時の下水道工事等の残土が運び込まれるようになったと。以来、10年以上経過しているが、今後の対応を聞きたいと思います。野洲市自体の土地でございまして、野洲市の当事者の場所でございます。あの問題を看過しているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 村田議員の残土問題、1点目にお答えをいたします。

当該地につきましては、これまでから市内で上水道管の漏水が発生した場合に埋め戻しをするための土砂の保管や、漏水現場で発生したアスファルト殻等の一時的な仮置場として、また、市内の過去の各公共工事等で発生いたしました土砂の置場として利用いたしております。

現状につきましては、現状を確認させていただいております。決して看過しているものではございません。雑草等が生い茂っている状況ですので、適宜除草を行うなど、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 残土はともかく、アスファルト殻は産業廃棄物というか、利用することができて、仮置きするにも法律があったと思いますけれども、その辺の対応はどうでしょうか。お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部みず事業所長。

○みず事業所長（服部道和君） それでは、村田議員のご質問の2点目、アスファルト殻も見受けられるが、仮置きとしても違法ではについてお答えいたします。

当該地のトラロープで囲った箇所につきましては、漏水等の緊急修繕の際に発生した産業廃棄物の一時保管場所として使用しており、議員ご指摘のように、掲示板が設置されておりましたので、本日までに設置をいたしました。

また、高さ制限についても、現地に50%勾配面を明示するほか、今後、現地での計測を行うなど管理を行ってまいります。

今後、保管基準をはじめとした法や基準を遵守するとともに、当該地の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） アスファルト殻がある手前の部分はトラロープ張ってあって、区域が明示されているんですけども、奥の草が生い茂っている場所までは見えないぐらい土砂が積んであります。この土量は何立米ぐらいか、当事者野洲市は把握されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

当該地では、公共工事により発生した土砂を保管しており、概算の数字とはなりますけれども、約420トンと把握しております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 420トンということは、1.56で割って300立米前後になるかと思えますけれども、後の草が生い茂った残土の利用の予定はあるのでしょうか、あのままでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えをいたします。

土砂の除去につきましては、その量から相当な経費がかかると想定されます。現時点では、搬出や処分の予定はございません。現在、複数の課が利用しておりますので、今後の搬出、処分を含む管理、状況の改善等に向けた検討を庁内関係課で今後行っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 10年以上放置されてきて、草も生い茂って、木まで生えている状態というふうに見ていたんですけども、近年、熱海の問題等、いろいろ残土の問題で大事故があります。後手、後手を踏むようなことのないように、漏水や大雨のときの水の流れ等、対応はどう考えていらっしゃいますか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 4点目のご質問にお答えをいたします。

先ほどからお答えをしておりますけれども、過去の公共工事等により発生しました土砂につきましては、公共工事を発注した担当課が、おのおの搬入し、保管している状況となっております。現在まで当該地の管理等が不十分であったことは、課題として認識をさせていただいております。複数の課が利用しておりますので、今後、庁内でそれぞれの課が共通認識し、状況改善に向けた検討を行い、除草や雨水等が道路上に流出しないよう適正管理に努めてまいります。

なお、今回、地元からもご要望をいただいておりますので、先般、除草のほうは完了をさせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 複数の課ということでお聞きしましたけれども、行く行くはその土砂を適正に野洲市として管理していただきたいと思っております。草が生えたり、漏水、大雨の水等、冬場の凍てつく道路の氷というところで危なくないようにお願いいたします。

では、次に5番のほうに移らせていただきます。

野洲市民病院問題について、市長にお伺いいたします。

先輩には申し訳ございませんけれども、政治家として野洲病院問題で足を引っ張るとい

うか、労力を80%ぐらい取られているかと私なりに思っておりますけれども、他のところに目を向ける余裕はないかと思っておりますけれども、政治家として不本意じゃございませんか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 村田議員の野洲病院問題についての1点目、政治家として不本意ではないかとの問いにお答え申し上げます。

私は、長年、市を二分してきた病院問題を一刻も早く解決し、新病院を整備することは就任以来の使命として全力で取り組んでおります。本来なら病院問題を解決し、それ以外の市政課題についても市民の皆様と、また議会においてももう少し議論を深めたいところではございますが、その点においては、ほんの少し不本意でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） この問題を早急に解決していただき、野洲市がいいまちになるように、他の老人問題、介護問題、教育問題、都市計画問題、いろいろ難問が山積みでございます。そちらのほうにぜひとも傾注していただきたいと思っております。ぜひともご協力をお願いいたします。

それを対処するには、市長の公約を鑑み、今のところの、今まで聞いていたBプランということで道筋を立てるしかないと思っておりますが、市長のご意見をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員おっしゃるようにBブロックで病院を整備する方向性をお示しさせていただいて、それに鋭意前向きに進めておる状況でございます。ぜひともご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 仮というのはあれなんですけれども、市議会が賛成をして、市長を後押しして、好きにやってくれとまでは言いませんけれども、Bブロックで病院が建つ一番早い時期としたら、いろんな委員会があって、クリアして、クリアして、議決もクリアして、着工式を迎えるぐらい道筋をつけたと言われるぐらいはいつになりますか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、すぐにいつということをお願いににくいことなんですけども、工事着工までのスケジュールということで原課等お示しさせていただいているのは、令和6年度に工事着工を目指して進めさせていただいているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） いろんな問題があるかとは思いますが。条例改正をしていただいて、議会のオーケーをもらう。それから、プロポーザルというんですか、デザインビルドというんですか、設計施工の業者を選定する。選定してから詳細設計を業者に任せる。それが1年ほどかかると聞いております。その間に、訴訟を起こされたりとか、いろんなことがあるかもしれません。ぜひともブルドーザーのごとく突き進んでいっていただきたいと私は思っております。その辺のところをお聞かせください。お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員、3番目の質問でよろしいですか。

○4番（村田弘行君） そうです。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の負の遺産を早急に対処するための方策ということでよろしゅうございますか。

今、村田議員からの発言の中で、訴訟をされることもあるかも分かんというお言葉あったんですけども、訴訟はなるべくされないようにきちっと説明をさせて、進めさせていただきたいというふうに思います。このご質問に対しましては、約10年という間、市を二分してきた病院問題を解決するために、議員のご指摘のとおり、現在の計画である駅前Bブロックで整備する案を具現化していき、道筋を立てていくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。

市議会、市当局と右往左往している中で、当の病院関係職員等、お気持ちを考えられたことはありますか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目のご質問の職員の苦労を考えたことはあるのかというご質問にお答えいたします。

病院職員においては、現地建て替え案から駅前Bブロックでの整備の方針を転換したことにより、心配や苦勞をかけているものと認識しております。

そのことから、本年7月12日には、私が病院職員に対して駅前Bブロックで整備する方向性を表明した経過報告と理由について直接説明を行いました。病院整備について、喫緊の最重要課題であり、病院職員の苦勞に報いるためにも、着実に、かつ早期に進めていくのが、市長である私に課せられた責務であると考えております。私が直接病院職員に説明をさせていただいて、皆さん、職員全員が満足したか、納得していただいたかは分かりませんが、私でできる限りの説明等々、職員に対しての気持ちというのは限りなく申し訳ないと、頑張っって病院整備を進めていくという気持ちで接しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。

看護職員、お医者様、技術者様おられると思いますけれども、野洲市の公務員となったわけですから、安定した職となります。今までは、野洲病院は傾きかけた病院でございましたので、給料、ボーナス等安定してなかったとは思いますが、安定した今、そのモチベーションをどのように、それがこれからの野洲市の病院の収支計画にも響いてまいりますので、いい看護、いい医療体制をするにはモチベーションとスキルアップが大事だと思いますが、その辺どうお考えになっておられるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市木市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、村田議員の6点目の病院職員のスキルアップ研修など、今後のプランについてのご質問にお答えいたします。

現在、市立野洲病院では、組織力向上を最大のテーマといたしまして取り組んでいるところでございまして、具体的には、課長級職員を中心とした経営改善のための勉強会などを実施いたしております。

その中の一例を紹介いたしますと、病院内の課題に対して、多職種連携による課題解決を図るため、定例の課長会議の中で、自主的に課題を設定いたしまして、課長間の原因分析を行った上で、課題解決に向けた目標設定を行い、具体的な行動について、それぞれの立場を生かした役割と責任を分担し取り組んでいるところでございます。特に病院においては多くの専門職で構成して成り立っている職場でございますので、どうしても縦割りになる部分が多くございます。しかし、このような会議で取り組むことによりまして、病院

全体を考えるとということを強く意識させる取り組みを進めているところでございます。

一方、若手職員につきましては、日常の職場業務における中におきまして、上司や先輩が中心となりまして指導や助言による職員の育成に努めておるところでございます。

また、現状のコロナ禍におきましては、ウェブによる研修が多くなりますが、積極的に外部研修にも参加させておるところでございます。

議員ご心配いただいております職員のモチベーションにつきましては、昨年まで進めておりました新病院整備計画が一旦見直されることとなりましたので、一定期間、職員のモチベーションの低下や不安に感じている職員がいたことは事実でございます。

しかし、先ほど市長の答弁でもお話しいただきましたとおり、本年の7月12日に、当院に市長自らお越しいただいた中で、病院職員を前にいただいた中、駅前Bブロックでの病院整備計画を早期に実現していくことをご説明いただいたことによりまして職員の気持ちも切り替えられ、現在は医療の専門職としてそれぞれ与えられた役割と責任においてしっかりと果たすべく、職務に取り組んでおるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 人材は大変大事でございます。1年目教育、2年目教育、3年目教育、主任教育、幹部教育、怠りなくよろしく願いいたします。

では、最後の質問に参ります。

これも選挙中の要望でございまして、今、いい指導者がいて、剣道が強くなったり、ラグビーが強くなったり、サッカーが強くなったり、野洲はいろんな意味でいろんなスポーツに強くなってきましたけれども、全て、サッカーはオリンピックありますけれども、今、スケートボード、オリンピック種目にもなっております。ぜひとも危なくないところで、遊べるところと言ったらあれなんですけれども、道路で危ない、校庭では邪魔者扱い等ありますので、何とか片隅でもいいので考慮いただけたらなと、それが全国的に今はやってきていますので、何とか企画立案お願いしたいと思っておりますけれども、ご回答お願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、村田議員のスケートボード場の整備についてのご質問にお答えいたします。

スケートボードは、東京2020オリンピック大会におきまして正式競技に採用される

など、近年、注目を集めているスポーツだと認識してございます。

議員ご指摘のスケートボード練習場の整備につきましては、現時点では整備する予定はなく、ご期待には沿えないところでございます。今後、この協議のニーズの実態や民間事業者様などの整備状況、また、要望などを勘案した上で判断していく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。

何事も先駆的な取り組みが実を結んだり、花開いたりすることがあると思いますので、何とか検討の余地を持っていただいて、アンテナを張っていただいて、子どもたちが安全に遊べるような機会の場をつくっていただきたいと思います。

以上をもちまして、村田弘行、質疑終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から12月22日までの13日間は休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、明10日から12月22日までの13日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月23日は午後1時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。（午後2時20分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年12月9日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 服部嘉雄

署名議員 奥山文市郎